

全国安全センターの 活動報告と方針案

この間、全国安全センターでは、各々の地域に密着した活動を進めている地域安全(労災職業病)センターの全国ネットワークとしての特色を最大限生かすべく、次のような基調を確認し、それに沿った取り組みを進めてきました。

すなわち、①「安全センター情報」の発行を軸とした情報の収集・提供、②労働安全衛生学校等の開催あるいは地域安全センターや労働組合が行う労働安全衛生学校等への協力・援助、③相談活動あるいは地域安全センター等の相談活動への協力・援助、④アジアをはじめとした世界の労働安全衛生団体との交流・連携、⑤現場に密着した全国ネットワークを生かした調査研究・プロジェクト活動、⑥労働行政等への働きかけ・政策提言能力の強化、を6本の柱としていくことです。

1 行政等への働きかけの強化

前年度から引き続き1995年度は、とくに次の2つの課題について労働省への働きかけを強力に行い、一定の成果をあげることができました。

ひとつは、1993年末の東京高裁及び1994年末の大阪高裁での連続勝訴判決で、いずれも労働省が上告できずに判決が確定したことを受けて、労災保険における鍼灸治療制限を14年ぶりに撤廃させたことです。労働省による通達見直し作業は1995年いっぱいかかり、新通達が施行されたのは今年3月になりましたが、この間、自治労神奈川リハビリ労組の事件の東京高裁における和解の場だけでなく、関係する訴訟の弁護団連名での申し入れや文献・資料の提供等々、様々なかたちで

働きかけを行ってきました。その結果、将来に向けての鍼灸治療制限の撤廃だけでなく、新通達施行時点で時効にかかっていない事案については過去にさかのぼって救済するという異例の措置が実現し、現在、前述の東京高裁での和解が大詰めを迎えているところです。

もうひとつは、一昨年(1994年)7月にまとめた「慢性期振動病における調査研究」で明らかにされた実態をつきつけて、振動障害長期療養者に対する強権的な打ち切り行政に歯止めをかけ、実効ある社会復帰施策の確立を求めた取り組みです。国会議員あるいは労働省担当者による現地調査などを含めて、森林労連に全面的に協力して労働省への働きかけを行ってきました。その結果、今年1月に振動障害長期療養者の「保険給付の適正化」にかかる新通達が発出され、また、4月から社会復帰援護制度の改正とアフターケアの運用の改善が図られました。今後、その実施状況をフォローするとともに、慢性期振動病の病像論のさらなる解明や労災補償制度の抜本的改善につなげていきたいと思えます。

また、石綿対策全国連絡会議の一員として昨年の石綿規制にかかる労働安全衛生関係政省令の改正、危険有害性表示制度、来年施行予定の大気汚染防止法の改正等をめぐって各省庁との交渉を重ね、他にも、労働安全衛生法の改正や健康管理手帳交付対象業務の拡大などの問題で関係方面に問題提起を行うなど、様々なかたちで行政への働きかけを強めてきました。

懸案の全国安全センターとしての労働省交渉は、前述のような個別課題との調整等もあって実

現できませんでしたが、「安全センター」誌上で紹介しているような各地で取り組まれている労働基準局・監督署との交渉を積み上げるようなかたちで、今年度はぜひ実現させたいと考えています。

2 参加型労働安全衛生活動の普及

全国安全センター主催による労働安全衛生学校については、1994年度は、北海道、大分、東京の3か所で開催したものの、1995年度の開催はありませんでした。

今年度は、昨年12月に東京東部労災職業病センターが主催した第3回東京労働安全衛生学校を後援し、また、鳥取労働安全衛生センターがはじめて主催した昨年6月の第1期労働安全衛生講座に講師の紹介等を通じて協力しました。前者は2泊3日の宿泊方式、後者は毎週1回全3回の通い方式ですが、いずれの労働安全衛生学校(講座)とも、チェックリストを活用して実際に職場巡視を行うプログラムを取り入れ、トレーニングの効果を格段にあげるとともに、職場巡視を受け入れていただいた職場の労使からも好評を得ており、参加型労働安全衛生学校の有効性をあらためて感じさせられています。

今年度は、10月26-27日に、鹿児島(霧島温泉)での労働安全衛生学校の開催を計画しています。現地の労働組合等と相談しながら、旧松尾鉦山被害者の会(宮崎)、(社)大分県勤労者安全衛生センター、熊本県労働安全衛生センターと全国安全センターが協力して開催する予定です。

また、引き続き、モデル・プログラム、トレーニング用教材や職場改善事例集の作成等を追及するとともに、地域安全センターや労働組合主催の同様の講座等の開催に協力していきます。

3 調査研究・プロジェクト活動

現在継続的に設置しているプロジェクトは、振動病プロジェクトとじん肺プロジェクトのふたつです(いずれも労働者住民医療機関連絡会議との共同プロジェクト)。

振動病プロジェクトでは、前述の労働省への働きかけとも並行しながら、第5回東京(1月)、第6回松山(11月)のほか、作業部会を随時開催してきました。とくに10月には、大阪で1泊の作業部会を開催し、中長期的な労災保険制度の改正のあり方について議論しました。

じん肺プロジェクトについては、昨年4月の第6回横浜で、来日されたアメリカ・マウントサイナイ医科大学の鈴木康之亮教授の記念講演を受け、今年3月の第7回広島では、横須賀・呉の造船労働者のじん肺・アスベスト被害の実態に焦点を当てました。

じん肺プロジェクトでは、これまでもおりにふれて検討されてきたじん肺をめぐる法制度の改正問題について整理するために作業部会をスタートさせ、調査・研究を進めていきます。また、今年11月2-4日には、はじめての日韓共同のじん肺プロジェクト、来年2月15-16日には、出稼労働者のじん肺に焦点を当てて秋田(予定)での開催などを計画しています。

また、昨年11月に労働者住民医療機関連絡会議がはじめて開催した産業医部会(熱海)にも協力しました。

4 アジア等のNGOとの交流促進

昨年7月、韓国から17名の代表を迎えて東京で「第2回労働と健康に関する日韓共同セミナー」を開催しました。1993年10月にソウルで開催した第1回共同セミナーに続き過労死問題に焦点を当てるとともに、日韓両国の労災職業病をめぐる実態と取り組みの状況、じん肺、労働者教育の問題を取り上げました。今後、具体的な共通の課題を通じて情報交換や交流を促進しようということで、今年11月には韓国でじん肺問題についてのセミナーを開催する予定です(前述)。

今年1月には、インドのアジアの参加型研究のための協会(PRIA)の代表2名がアジア6か国訪問の一環として来日し、交流しました。今後、アジアの関係団体で労働者教育に関する経験の交流を進めていきたいという提案がされています。

タイ・中国の玩具工場等で相次いだ火災事故に関連して、香港の労働者・市民団体や国際自由労連(ICFTU)等が玩具の安全生産に関する国際的なキャンペーンを呼びかけてきました。日本でも市民団体とともに「玩具の安全生産に関する市民連絡会」として、今年1月に香港で開催された国際会議への代表派遣や日本の代表的企業や業界団体への働きかけを行っています。

1984年12月の猛毒ガス漏洩事故10周年で現地の被災者らが来日したことを契機にはじまった「ボパール事件を考える会」では、昨年8月にインド現地調査、12月には報告集会を開催しました。今年8-9月には、名古屋で開催される国際疫学会に参加される現地の医師を囲んで各地で交流する機会を企画しています。

また、今年計画されているアジア砒素汚染ネットワーク等によるインド・バングラディッシュの砒素汚染調査やタンザニアでの水銀中毒調査などに、原田正純議長はじめ関係者が参加しています。

様々なかたちで各国との情報交換や交流・連携が進んできており、日本からは昨年、英文ニューズレター Working Environment and Pollution ProblemsのNo.8(Spring, 1995—日本の労災職業病統計と労災保険給付システムを紹介)、No.9(Autumn, 1995—振動病問題、VDT障害、日韓共同セミナー)を発行しました。

5 安全センター情報の充実

「安全センター情報」は、他では得がたい情報の提供、職場での取り組みと法制度のあり方等に対する問題提起、各地・各国での様々な取り組みの紹介、等に努めてきました。

とくに、労働基準行政にかかわる行政手続法の具体的な取り扱い(10、11月号)や鍼灸治療制限の撤廃をめぐる情報(5月号、1996年4月号)などは「安全センター情報」だけでしか入手できなかった情報として、また、改正された脳・心臓疾患の認定基準(4月号、3月号)やエイズ問題ガイドライン(5月号)、頸肩腕症候群予防対策(12月号)なども、労働組合や社会保険労務士などから研修のテキ

スト等としての引き合いがありました。韓国の過労死(8月増刊号)、日韓共同セミナー(8・9月号)、アジアの産業災害(1・2月号)などは、これまで日本でほとんど紹介されていなかった問題として、研究者やマスコミからも注目を集めました。

また、労働安全衛生法改正、労災保険法改正、健康管理手帳の交付対象業務拡大等々に対して、いち早く関係資料も含めた情報を提供し、一定の問題提起も行ってきています。

1994年に「職場が変わるか」と題して、製造物責任(PL)法、品質管理(ISO9000)、環境管理・監査システム(ISO14000)の問題を取り上げましたが、今後の動向が注目される労働安全衛生管理の国際規格化(ISO16000)や環境汚染物質排出・移動登録(PRTR)システム等も含めて、引き続きタイムリーに取り上げ、今後の労働安全衛生のあり方についてより広い視点から考えていく糧にしていきたいと考えています。

さらに、前述のトレーニング用教材・職場改善事例集や後述の労災相談マニュアルも含めて、各地域センターや労働組合などの実務家向けの各種パンフレット等の発行についても積極的に企画していききたいと考えています。

6 労災職業病相談への対応と協力

各地域センターや労働組合、医療機関、外国人労働者サポート団体等労災相談を受けた団体・個人から日常的に労災職業病問題に関する相談が寄せられています。全国安全センターのネットワークを使った全国一斉相談はここ数年実施していませんが、当面、各地域センターが実施するアスベスト、被爆労働、VDT労働ホットライン等に協力しながら、全国一斉相談についても検討していきます。今年7月には、鹿児島島の始良ユニオン診療所(仮称)設立準備会と始良伊佐地区平和運動センターが初めて実施した労災職業病健康相談に協力しました。

これらの相談スタッフのための労災相談マニュアルの作成を方針化しながらいまだ実現できていません。井上浩副議長の関係法制度の解説書の

普及等に協力しています。

7 組織・財政の整備・確立

事務局会議をほぼ2週間に1回のペースで開催して事務局長1人専従体制を補いながら、全国安全センターの日常活動を行ってきています(事務局会議は、事務局長及び東京東部・神奈川労災職業病センター、関西労働者安全センター・三多摩労災職業病センターのスタッフも随時参加)。

昨年秋に予定した拡大運営委員会ないし交流集会は開催できませんでしたが、10月に大阪で開催した振動病プロジェクト作業部会に、通常のメ

ンバー以外の参加を求め、労災補償制度見直しについての初めてのまとまった議論を行いました。

今年度の新規入会者は26人・団体25口で、年度末の会員の状況は、地域センター会員22団体134口、賛助会員278人・団体529口、購読会員41人・団体66口となっています。今年度収支決算は200万円を超える大幅赤字となり、未収会費の増額も効いているとはいえ、財政基盤が確立できていないことに根本的な弱点があります。

あらためて賛助会員・購読会員の拡大に御協力を訴える次第です。

1996年度役員体制案

議長	原田 正 純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
副議長	天明 佳 臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	井上 浩	(自治体労働安全衛生研究会副会長、元労働基準監督官)
	栗林 賢 一	(社団法人北海道労働災害・職業研究対策センター理事長)
	浜田 嘉 彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平岡 明 丸	(社団法人大分県勤労者安全衛生センター事務局長)
運営委員	西 島 正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田 隆 重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石 昭 夫	(愛媛県労働災害職業病対策会議事務局長)
	原 知 之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田 裕	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局次長	西野 方 庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田 勝 泰	(東京東部労災職業病センター事務局長)
会計監査	平野 敏 夫	(東京東部労災職業病センター代表、医師)
	小澤 公 義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五島 正 規	(衆議院議員)
顧問	鈴木 武 夫	(元国立公衆衛生院院長)

1995年度収支決算案

(1995年4月1日から1996年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域センター会費	960,000	1,565,000	△605,000	1,500,000	△540,000
賛助会員会費	2,646,000	5,753,500	△3,107,500	5,500,000	△3,854,000
購読会員会費	603,000	698,000	△95,000	1,000,000	△397,000
寄付金収入	2,433,000	1,427,600	1,005,400	1,500,000	933,000
安全学校参加費等	0	3,601,324	△3,601,324	1,000,000	△1,000,000
資料等頒布収入	109,100	520,090	△410,990	500,000	△390,900
雑収入	894,679	1,024,871	△130,192	1,000,000	△105,321
前期繰越金	△558,650	△539,049	△19,601	△558,650	0
合計	7,087,129	14,051,336	△6,964,207	12,441,350	△5,354,221

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,461,687	5,358,679	△1,896,992	3,500,000	△38,313
活動費	1,380,661	1,142,246	238,415	1,500,000	△119,339
日韓セミナー	(873,602)				
その他活動費	(507,059)				
安全学校運営費	0	3,433,060	△3,433,060	1,000,000	△1,000,000
機関紙等印刷費	2,555,400	2,601,539	△46,139	3,000,000	△444,600
機関紙印刷費	(1,448,800)	(2,097,557)	(△648,757)		
その他印刷費	(1,106,600)	(503,982)	(602,618)		
通信運搬費	800,871	1,122,149	△321,278	1,300,000	△499,129
電話・FAX代	(245,266)	(334,725)	(△89,459)		
郵送料等	(555,605)	(787,424)	(△231,819)		
什器備品費	447,339	42,311	405,028	500,000	△52,661
図書資料費	300,799	289,125	61,674	300,000	799
消耗品費	196,105	173,687	22,418	200,000	△3,895
会議費	136,463	0	136,463	200,000	△63,537
頒布用資料費	23,720	216,755	△193,035	200,000	△176,280
雑費	126,082	280,435	△154,353	200,000	△73,918
予備費	0	0	0	541,350	△541,350
小計	9,429,127	14,609,986	△5,180,859	12,441,350	△3,012,223
繰越金	△2,341,998	△558,650	△1,783,348		
合計	7,087,129	14,051,336	△6,964,207		

貸借対照表(1996年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	10,926		69,805	
預金				
普通預金(東京労働金庫田町支店)	43,000		142,252	
普通預金(東京労働金庫田町支店)	30,180		30,146	
郵便振替(東京貯金事務センター)	73,896		99,146	
資産合計		158,002		341,350

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	1,500,000		900,000	
未払金	1,000,000		0	
負債合計		2,500,000		900,000
次期繰越金	△2,341,998		△558,650	
正味財産合計		△2,341,998		△558,650
負債及び正味財産合計		158,002		341,350

1996年度収支予算案

(1996年4月1日から1997年3月31日まで)

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域センター会費	1,500,000	960,000	540,000	1,500,000	0
賛助会員会費	5,000,000	2,646,000	2,354,000	6,500,000	△1,500,000
購読会員会費	1,000,000	603,000	397,000	1,000,000	0
寄付金収入	2,500,000	2,433,000	67,000	1,500,000	1,000,000
安全学校参加費等	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
資料等頒布収入	500,000	109,100	390,900	500,000	0
雑収入	1,000,000	894,679	105,321	1,000,000	0
前期繰越金	△2,341,998	△558,650	△1,783,348	△558,650	△1,783,348
合計	10,158,002	7,067,129	3,070,873	12,441,350	△2,283,348

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	3,800,000	3,461,637	338,313	3,500,000	300,000
活動費	800,000	1,380,661	△580,661	1,500,000	△700,000
安全学校運営費	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0
機関紙等印刷費	2,500,000	2,555,400	△55,400	3,000,000	△500,000
通信運搬費	900,000	800,871	99,129	1,300,000	△400,000
什器備品費	200,000	447,339	△247,339	500,000	△300,000
図書資料費	300,000	300,799	△799	300,000	0
消耗品費	200,000	195,105	3,895	200,000	0
会議費	200,000	136,463	63,537	200,000	0
頒布用資料費	100,000	23,720	76,280	200,000	△100,000
雑費	150,000	126,082	23,918	200,000	△50,000
予備費	8,002	0	8,002	541,350	△533,348
合計	10,158,002	9,429,127	728,875	12,441,350	△2,283,348

労働安全衛生をめぐる状況

1995年→1996年

1 労働災害の発生状況

1995年は、死亡災害が2年連続、一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害が3年連続、増加するという事態になった。休業4日以上死傷災害、労災保険の新規受給者数は統計上漸次減少してきているとはいえないものの、「隠しようのない」死亡災害等の増加は事態の深刻さを示している。

死亡災害の推移は、1993年2,245人(過去最少)、1994年2,301人、1995年2,348人(表1)。産業別では、建設業1,020人(前年比78人増)、製造業400人(9人減)、陸上貨物運送事業298人(6人増)、林業74人(9人減)、鉱業45人(18人増)、交通運輸事業41人(6人減)、港湾荷役業20人(5人増)、その他の事業450人(36人減)、となっている。

ただし、この1995年の死亡災害2,348人については、「阪神・淡路大震災を直接の原因とする死亡災害(64人)及び地下鉄サリン事件による死亡災害(2人)は含まれていない」。これを含めると2,414人ということになる。新聞報道によると、労働省では除外した理由について「突発的な意味合いが強く、防止対策を立てて死亡労災を防げるケースではない」からとしているが、過去地震や飛行機事故など特異なケースもカウントしており、「省内からも異論が出ている」という。

重大災害の推移は、1992年166件、1993年183件、1994年195件、1995年228件。記憶に新しいものとしては次のようなものがある。

● 1995年5月30日、神奈川・川崎市の石油精製工場(東燃川崎工場)で、脱硫装置の定期改修

工事の際に圧力調整弁が開いて配管から硫化水素が漏れ出し、作業員や消防職員ら47人が被災し、2人が死亡。

● 1995年12月7日、栃木・石橋市の多目的ホール建設現場で、溶接機から出た火花が天井裏の断熱材に引火し火災が発生し、作業員が4人が死亡。

● 1996年2月10日、北海道余市町と古平町の境にある国道229号線豊浜トンネルで、坑口付近に約5万トンと推定される岩盤がずれ落ち、トンネル内を走行中の路線バスと乗用車が押し潰されて、運転手・乗客ら20人が死亡。

● 阪神・淡路大震災(1995年1月17日)関係では、労働省の1996年3月31日現在のまとめによると、地震に直接伴う労働災害として、474件(業務災害388件・通勤災害86件)―そのうち69件が死亡災害(業務災害61件・通勤災害8件)―の労災保険請求があり、兵庫労働基準局の遺族補償給付(業務災害)1件及び遺族給付(通勤災害)の1件を除く472件が支給された(死亡災害は67件になるが、前述のとおり死亡災害統計から除外されたのは64件とされている)。なお新聞報道によると、復旧・復興工事関係の労働災害として、大阪・兵庫の両労働基準局の1996年1月10日現在のまとめによると、死亡40人、負傷は852人にのぼっているという。

● 地下鉄サリン事件(1995年3月20日)関係で、労働省の1996年2月29日現在のまとめによると、死亡9人、負傷等3,655人で、通勤災害の1件を除き支給された(業務災害341人、通勤災害3,323人。死亡災害は9件ですべて支給されて

いるが、前述のとおり死亡災害統計から除外されたのは2件とされている。労災保険給付額は、まとめの時点で確認されている額が285,601,238円で、給付が継続している事案もあり、順次増加しているという。

労働省では、1995年12月と1996年1月の2か月間を「年末年始安全月間」として、死亡災害の増加率が大きい建設業と陸上貨物運送事業を中心に、関係業界に「緊急労働災害防止対策」を呼びかけた。

1994年の休業4日以上死傷災害は176,047人、労災保険の新規受給者は約62万人で(表1)、経年的な減少傾向を示しているとはいえ、一方で「労災隠し」の増加を懸念する声も高まっている。例えば、日本医師会の労災・自賠責委員会が1995年12月21日にまとめた答申「労災医療の現状と問題点」では、次のように指摘している。

「労災事故であることを隠し、その診療を健康保険等によって行いいわゆる労災隠しへの対応を求める医療現場からの声が、ここ数年徐々に強くなってきている。そこには、労災隠し事案が増加傾向にあるということばかりではなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いのある事例が増加しているという背景がある」。実際、都道府県医師会の行った調査によっても、最近1年間で「明らかに業務上の負傷であるにもかかわらず、事業主や患者が労災診療を拒んでトラブルが起きた」というのは、大阪府で38.1%、広島県で30.2%。このとき、労働基準監督署に通報した医療機関は各3.9%、1.5%にすぎない。

労働省は、平成3年12月15日付け基発第687号労働基準局長通達「いわゆる労災隠しの排除について」で、「労災隠し」を「労働災害の発生に関し、その発生事実を隠蔽するために故意に労働者死傷病報告書を提出しないもの及び虚偽の内容を記載して提出するもの」として、「労働者死傷病報告書の提出を適正に行うよう指導の徹底、労災隠しの把握、再発防止徹底のための厳正な指導」を指示している。しかし、「労災隠し」の実態の一端を示す労働安全衛生法第100条(報告等)違反で書類送検された数は、通達の出された1991年

が29件、1992年66件、1993年85件となっている(1994年は58件に減少)。

2 職業病の発生状況

職業病(業務上疾病)は、労働省統計によると、おおむね減少傾向を続け、1993年に1万人を割ったが、1994年は、事業主が届け出た労働者死傷病報告書に基づく統計(休業4日以上)で、9,915件と増加している(表2上段)。

この内訳でみると、全体の72.4%を占める「負傷に起因する疾病」(いわゆる「災害性疾病」)は7,183人(そのうち5,556人がギックリ腰などの「業務上の負傷に起因する腰痛」と前年比で123人(187人)減少したものの、1,259人の「じん肺及びじん肺合併症」、733人の「物理的因子による疾病」(とくに、そのうち709人の「異常気圧下における疾病」)が前年に比べ各421人、209人(213人)と大きく増加している。

職業病(業務上疾病)の統計には、事業主による労働者死傷病報告書の届出件数(表2上段の数字)と労災保険の新規支給決定件数(表2中段の数字)という2つの数字があるが、「職業がん」や過労死などの「その他業務に起因することの明確な疾病」では後者が前者の10倍以上、(非災害性の)腰痛、振動障害、頸肩腕障害等の「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病」でも後者の方が数倍も多くなっている。

前者は、休業4日以上のもので、その年(暦年)中に発生した(初めて診断がなされた)疾病で翌年3月末日までに把握したものであり、後者は、その年度中に支給決定がなされたもの(休業の有無は問わず、発症・請求はそれ以前の年度という場合もある)であるが、このような違いだけで、両者の数字の大きな隔たりを説明することはできない。事業主の理解・協力が得られないまま、あるいは、退職後に発病して(したがって死傷病報告書は届け出られない)、被災労働者あるいはその遺族から請求がなされる場合があることなどによるものと考えられる。

請求件数と認定(支給決定)件数の双方が明らかになっている「脳・心臓疾患」(表3-1)でみると、1994年度で、請求件数405件に対して認定件数92件と、認定されているのは4分の1に満たない(注意:請求年度と認定年度がずれるので「認定率」ではない)。そのうちいわゆる「過労死」と呼ばれる9号事案でみると、請求件数335件に対して認定件数は32件で、10分の1未満である。

疾病の原因が業務であること、あるいは労災請求の方法等を知ら(され)ず、また、知っていても事業主等の妨害等により請求にいたらないものかなりの数にのぼるであろうことも容易に想像できる。したがって、事業主による届出件数<認定件数<請求件数<実際の発生件数、という図式を描くことができる。

一方、健康診断の実施状況を見ると、1994年度の、定期健康診断の疾病発見率34.6%、特殊健康診断の有所見率3.6%で、いずれも経年的な増加傾向を示している。前者でいえば、労働者の3分の1以上が何らかの所見を有するに至っているということである。疲労やストレスを感じる労働者も増加する傾向にあることも、多くの調査が明らかにしている。

問題は、特殊健康診断やじん肺健康診断はさておいても、定期健康診断が職場での対策になかなかつながらないことである。専門家や労働組合(連合「過労問題プロジェクト報告」等)などから「労働(作業)関連疾患」という概念がとりあげられるようになり、労働省も用語としては使い始めているが、その内容は正しく理解されているとは言えない。「労働(作業)関連疾患」の意義は、どの病気が該当するか該当しないか線引きするようなことではなく、むしろ、今日の労働者の疾病や疲労・ストレスの要因を複合的なものととらえ、それを発症させあるいは増悪させる「労働(作業)関連要因」を分析し、取り除き、より快適な職場にしていくところにある。健康診断というと早期発見や事後措置も重要ではあるが、そうした「個人対策」だけでなく(よりも)「職場対策」につなげていくことが求められている。

3 労働災害防止対策

1993~1997年度の5年間に、死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病の大幅減少と労働災害総発生件数のおおむね25%減少を目標とした「第8次労働災害防止計画」の目標達成は厳しい状況となっている。しかし、この間、労働省は種々の施策を次々と打ち出してきている。

「プレス災害防止総合対策」(平成5年6月11日付け基発第363号)のもとで、「プレス機械の安全装置管理指針」(平成5年7月9日付け基発第446号)及び「足踏み操作式ポジティブクラッチプレスを両手押しボタン操作式のものに切り換えるためのガイドライン」(平成6年7月15日付け基発第459号)が、また、「木材加工用機械災害防止総合対策」(平成5年8月2日付け基発第180号)のもとで、「手押しかな盤、面取り盤及びルーターの構造、使用等に関する安全上のガイドライン」(平成6年10月24日付け基発第656号)が策定されたのに続き、1995年度には、「食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン」及び「食品包装用機械の労働災害防止対策ガイドライン」(平成7年4月7日付け基発第220号の2)が策定された。

また、「エレベーター構造規格」(平成5年8月2日付け労働省告示第91号、平成5年11月4日付け基発第626号)、「ゴンドラ構造規格」(平成6年3月28日付け労働省告示第26号、平成6年7月12日付け基発第452号等)の改正に続き、1995年度には、「クレーン構造規格」(平成7年12月26日付け労働省告示第134号)及び「移動式クレーン構造規格」(同前日付け労働省告示第136号)が改正され、1996年2月1日から施行された(平成8年2月1日付け基発第47号)。これは、1976年に告示されて以来の全面的な改正で、ISO(国際標準化機構)などの国際規格との整合性を図ったものとされる(ワイヤロープの安全率緩和等)。同様に、EU(欧州連合)規格などとの整合も図るため、1997年度をめどに、「動力プレス機械構造規格」及び「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」についても見直し作業が進められている(EUでは1995年から、工

作機械の安全規格の承認制度がスタートし、「未熟練労働者が使用しても安全」というフェールセーフの原則に立った安全対策の充実が図られているという。

なお、これまでに、「清掃事業における労働災害の防止について」(平成5年3月2日付け基発第439号)、「学校給食事業における労働災害の防止について」(平成6年4月21日付け基発第257号)、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(平成6年7月16日付け基発第461号)が策定され、また、「パートタイム労働者の労働災害防止事業」(1996年度で3年目)として、「食料品製造業」、「商品小売業」、「一般飲食業」についてのガイドラインやチェックリストの作成、各都道府県ごとにパートタイム労働者安全衛生改善推進員の配置などが実施されている。

労働省では、①死亡災害の増加の著しい建設業における労働災害、及び、②死亡災害・重大災害の事故の型別で最大の割合を占める交通労働災害、を防止することが重要な課題であるとしている。後者については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基発第83号)が策定され、1995年度から各都道府県ごとに警察、陸運局や関係事業者団体と連絡協議会を設置するなどの交通労働災害防止事業をスタートさせた。

建設業の労働災害防止対策については、1995年度は、①新たに作成した「元方事業者による建設現場安全管理指針」(平成7年4月21日付け基発第267号)と、②前年度からスタートした「専門工事業者安全管理活動等促進事業」(平成6年6月23日付け基発第383号)が2本柱とされた。1996年度には、新たに「木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業(仮称)」を実施することとしており、また、建設省が1995年に「建設機械施工安全技術指針」を策定している。

労働省では、1995年9月に、前年11月に実施した「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」の結果をまとめているが、①下請の安全衛生管理状況について把握しているとした元請事業者でも、その31.9%は、把握の対象は「下請事業者の一

部」としている、②共同企業体工事現場では、代表企業に依存、構成事業者間での管理手法や能力の差などで安全衛生管理面での何らかの問題を感じている元請が62.0%、③下請では、関係経費が計上されていない、十分に工期を与えられない等で、工事受注の際に安全衛生面で問題を感じているものが38.1%、などとなっている。

また、労働災害の発生原因をみると、無資格者が就業制限業務を行っていたケースや有資格者がいないため作業主任者が選任されていなかったケースが依然として多く、一方で、地域によっては講習回数が少なかったり、遠方の指定教習機関を利用せざるを得ないなどの問題も指摘されていることから、労働省は、技能講習の受講機会の拡大や指定教習機関の拡充など、受講希望者が技能講習を受講しやすい環境整備を図ることを都道府県労働基準局に通達した(平成8年3月22日付け基発第140号)。

4 化学物質対策

現在、わが国の労働現場で使用されている化学物質は主なものだけで約5万種類を数えるといわれ、毎年、新たに数千種類の化学物質が生み出されている。とくに最近では、使用量の少ない新規化学物質の種類が増加しているが、労働安全衛生規則第34条の17の規定に基づき事業主が届け出た試験結果によっても、新規化学物質の12.7%が変異原性ありと判定されている(総数6,671件の内)。

労働安全衛生法では、①製造、輸入、譲渡、提供、使用を禁止するもの(第55条)、②製造に際し労働大臣の許可が必要なもの(第56条)、③その他製造・取扱上の管理が必要なもの(同法及び関係政省令等による)の3つに分けて規制されている。

1995年1月の労働安全衛生法施行令(平成7年1月26日付け政令第9号)、労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則(同日付け労働省令第3号)の改正によって、石綿対策と爆発・火災対策に関して、次のような規制の強化が行われ

た(平成7年2月20日付け基発第76号)。

「石綿対策」関係では、1995年4月1日から、①の製造等禁止物質に「石綿のうちのアモサイト(茶石綿)及びクロシドライト(青石綿)」が追加され(令第16条、1995年4月1日前に製造・輸入されたアモサイト・クロシドライトには適用されない)、また、暴露防止対策、作業主任者の選任、表示、労働衛生教育、作業環境測定、特殊健康診断等が義務づけられる石綿の含有物の範囲が、含有量5%超のものから1%超のものに拡大された(安衛則別表第2、特化則別表第1及び別表第5)。さらに、①石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業における呼吸用保護具、作業衣等の使用(特化則第38条の9)、②建築物の解体等の作業における石綿等の使用状況の調査・記録(特化則第38条の10)、③耐火建築物等における吹付け石綿等の除去作業に関する計画の届出(安衛則第90条)、④吹付け石綿除去作業場の隔離(特化則第38条の11)、が義務づけられた(③のみ1995年6月1日以降開始されるものから適用)。

吹付け石綿等の除去作業を伴う建築物の解体作業等に関しては、石綿の有無・含有率が設計図書などで判別できない場合には、位相差顕微鏡を使用した分散染色法で石綿の有無を確認し、さらにX線回折分析法で石綿の含有率を判定することが指示された(平成8年3月29日付け基発第188号)。また、1997年度から、工事の届出、作業基準の遵守等を義務づける大気汚染防止法の改正が予定されている。解体・除去作業に従事する労働者の健康の確保の観点に、地域住民の健康確保の観点からの規制が加わることによって、作業開始前の吹付け石綿等の使用状況の調査・記録・届出及び作業場の隔離等の労働者・住民の暴露防止対策の実効性が高められることが期待される。

「爆発・火災対策」としては、①作業主任者の選任、機械等の定期自主検査等が義務づけられる爆発性の危険物(令別表第1)にアジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物を追加(金属のアジ化物に係る作業主任者の選任は1997年4月1日以降)、②爆発の危険性のある作業場所での帯電防

止仕様の作業服や靴の使用義務化(安衛則第286条の2)、③船舶の修繕工事等での可燃性ガス濃度測定の義務化(安衛則第328条の3)、④液化酸素製造設備内での改造等における労働者への作業方法・手順の周知の義務化(安衛則第328条の4)、が1995年4月1日から施行された。

特化則関係では、塩素化ビスフェニル(PCB)、エチレンイミン、塩化ビニル、コールタール、3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン、トリレンジイソシアネート、ニッケルカルボニル、ペータープロピオラクトン、硫酸ジメチルの9物質が、新たに作業環境測定を行わなければならない特化物に追加され(特化則第36条の2、そのうちエチレンイミン等特別管理物質である6物質については、作業環境測定の結果の評価の記録を30年間保存するものに追加)、その管理濃度と測定方法も定められた(平成7年3月27日付け労働省告示第26号、同日付け基発第145号)。これらの施行は1995年4月1日であるが、経過措置として、塩化ビニルとコールタールの作業環境測定結果の評価は1995年4月1日から、その他の7物質については1996年10月1日から義務化とされている。また、設備の分解または設備内部に立ち入る作業で溶断、研磨等により特化物を発生させるおそれがある場合における労働者への作業方法・手順の周知の義務化(特化則第22条の2)も行われている。

また、1996年3月27日には、有害業務に従事していた労働者に離職後交付している「健康管理手帳」の交付対象業務について、新たに3業務が追加されている(同日付け労働省令第11号、即日施行、平成8年3月27日付け基発第156号)。追加された業務と各々の交付要件は次のとおり。①製鉄用コークス炉以外のコークスを製造する業務—5年以上従事、②石綿製造・取扱業務—両肺野に石綿による不整形陰影または胸膜肥厚が認められること、③ジアニシジン及びその塩の製造・取扱業務—3か月以上従事。

さらに、1996年4月1日からは「作業環境測定モデル様式」が改正される(平成8年2月20日付け基発第72号)。新モデル様式では、事業場と測定実施機関の名称に加えて、測定結果や評価、過

去4回の評価の推移などを一目できるように記載するほか、作業者の位置(移動した場合も)、単位作業場所の範囲、気流の方向・滞留状態なども記載することとされている。

以上のように、法令の改正も行われているが、法令による規制のみでは化学物質対策は全く不十分であり、労働省でも、規制対象外の物質等についての行政指導も拡大してきている。まず、人体に対する有害性が確定していなくても、がんその他重度の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、未然防止の観点から労働大臣が「指針(労働省告示)」を定めて指導する(法第28条第3項)。これまでに、四塩化炭素(平成3年8月26日)、1・4ジオキサン(平成4年12月21日)、1・2-ジクロロエタン(平成5年6月25日)、パラ-ニトロクロルベンゼン(平成6年3月25日)が対象とされていたが、1995年9月22日付けで「クロロホルム」及び「テトラクロロエチレン」が追加され、「健康障害を防止するための指針」が策定された(労働省告示第101号、基発第569号)。これらの物質を5%超含有する場合には、すでに有期溶剤中毒予防規則や特定化学物質等障害予防規則による規制の対象とされているが、「指針」では、規制対象とならない1%超含有する場合も含めて、暴露防止措置、労働衛生教育、作業環境測定結果と労働者の作業記録の30年間保存等を指示している。

次に、製造・輸入事業者による新規化学物質の有害性調査あるいは国による既存化学物質の有害性調査の結果、強い変異原性が認められた化学物質について、「通達」による「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」(平成5年5月17日付け基発第312号)が策定され、上記と同様の対策を指示している。この対象物質は随時追加されており、1995年度にも、6月1日付けの基発第384号通達により新規化学物質24と既存化学物質7の31物質が追加され、合計233物質(新規157、既存76)となっている。なお、石綿代替物質の有害性にも注意を促すべく「ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針」(平成5年1月1日付け基発第1号)も策定されており、また、1996年3月29日付けで、化学物質に起因

する業務上疾病の対象に22の化学物質とその化合物2つを追加(労働省告示第33号、平成8年3月29日付け基発第181号)されたことを受けて、これら24物質についての労働衛生対策も策定された(平成8年3月29日付け基発第182号)。

さらに、全ての危険有害な化学物質等について、譲渡提供者の有する危険有害性等の情報を提供し、取り扱う事業場の労働災害防止に活用するシステムとして、「化学物質等の危険有害性の表示制度」(平成4年7月1日付け基発第394号)が、実施されて3年目になる。化学物質等の取扱事業者は、この制度に基づく「化学物質等安全データシート(MSDS)」などを活用して、労働者に取り扱う化学物質等の危険有害性を周知すること、危険有害性に応じた適切な取り扱いを確保すること等が定められている。この制度の周知・徹底状況にはかなりのばらつきが見受けられるが、職場で取り扱う全ての化学物質等についてMSDSを整えさせることから始めて(MSDSのない化学物質等は使用しない)、その記載内容・活用方法等についても検討していく必要がある。

なお、1996年度には、「建設業における有機溶剤中毒防止に関するガイドライン(仮称)」が策定される予定である。また、「粉じん爆発対策」に関して、①堆積粉じんの発火防止、②粉じん雲の発生する機械での爆発防止、③フレキシブルコンテナバッグからの粉体投入時の爆発防止等についての研究が行われている。

5 健康確保対策・快適職場形成促進

1994年度の「職場における腰痛予防対策指針」(平成6年9月6日付け基発第547号)に続き、1995年度には、「職場における頸肩腕症候群予防対策に関する検討結果報告書」(平成7年8月、中央労働災害防止協会)がまとめられた。両者とも、①作業管理、②作業環境管理、③健康管理、④労働衛生教育、の4項目に分けて対策を示し、健康診断の間診表や職場体操の参考例も示している。文章の構成だけでなく、腰痛、頸肩腕症候群とも、特定の業種だけでなく広く職場で予防対策が必要

であるとしていること、人間に仕事を合わせること、「個人差」等への配慮、小休止や組み作業・職場体操の効用をあげていること、個人対策よりも仕事の改善という視点、などが共通している。また、前者では、「現場の労働者の意見を参考に適切な補助機器等を導入」、「視聴覚教材の使用やグループ指導、討議等の方法を取り入れて(すなわち、労働者の参加によって)教育効果をあげる」など、後者では、作業標準をただ策定するだけでなく「あらかじめ見直しを行う時期を定めて」継続的な改善の取り組みを促していること、個別疾病対策、個別要因対策でなく総合的な仕事の改善を考えていく視点などが特徴と考えられる。これらの長所を活かした活用が望まれる。

この腰痛と頸肩腕症候群の予防対策は、また、「快適職場指針」(事業主が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針、平成4年7月1日付け基発第392号)とも構成・内容ともによく似ており、同じ流れの中で位置づけられるべきものである。「快適職場指針」は、1992年の労働安全衛生法改正で、「快適な職場環境の形成」が事業主の努力義務とされたのをうけて策定されたもの。労働省の行っている「快適職場形成促進事業」(平成4年7月1日付け基発第391号)は、都道府県労働基準局長から快適職場推進計画が「快適職場指針」に照らして適切である旨の認定を受けることを条件に、低利融資・助成が受けられるというものである。

1995年度から、「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度」もスタートしており、また、1997年3月31日に施行される300人以下の事業場の「労災保険料のメリット制の特例」の適用に当たっては、「健康保持増進事業」、「快適職場形成促進事業」及び「中小企業安全衛生活動促進事業」に係る安全衛生措置を講じる中小企業事業主を対象とすることが予定されている。

1995年9月26日付けで「快適職場推進計画の審査及び認定手続の見直し」(基発第581号)が行われ、工期が6か月以上の有期事業である建設作業所が対象に追加され、また、認定審査基準を公開、申請を却下する場合には理由を示すことと

された。同時に、「建設業における快適職場形成の推進について」(基安発第13号安全衛生部長通達)において57の対策例も示されている。

快適職場推進計画の認定は、当初非常に低調であったが、1994年度159件、1995年度374件(うち建設作業所が半年で58件)で、事業開始からの累計が616件になったという。

また、「快適職場指針」の中で、空気環境を快適な状態に維持管理するための措置として、喫煙対策についても適切な措置を講じるよう努めることとされているが、そのための具体的措置として、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(平成8年2月22日付け基発第75号)が策定された。このガイドラインでは、空間分煙を基本として、喫煙室や喫煙コーナーを設けるとともに、喫煙対策機器を設置することを求めている。

労働組合側の動きとして、連合が、1996年1月に「メンタルヘルスプロジェクト報告」をまとめていることが注目される。「ポジティブメンタルヘルス—積極的な心の健康」にポイントを置き、①基本方針と体制の確立、②労働・生活ストレスの総合的な改善、③職場・地域のサポート体制、④啓発、教育活動の推進、⑤人権とプライバシーの保護、をメンタルヘルス対策の5原則としてあげている。労働省は、後述の「地域産業保健センター」に、メンタルヘルスの事業場外相談機能を新たに付加している。

一方、労働省は、エイズ問題に一般事業場が取り組む際の「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」(平成7年2月20日付け基発第75号・職発第97号)を策定した。①エイズについての正しい知識の普及、②産業医を中心としたエイズ教育・相談などの実施、③労働者に対するHIV検査は行わないこと、④採用選考の際のHIV検査は行わないこと、⑤本人の意志で事業場の病院・診療所でHIV検査を受ける場合は十分なカウンセリングを実施、⑥労働者のHIV感染の有無についての秘密保持、⑦HIV感染者の処遇は他の労働者と同様に扱うこと、⑧HIV感染自体は労働安全衛生法第68条の「病者の就業禁止」に該当しないこと、⑨HIV感染自体が解雇の理由にならないこと、

⑩不慮の出血事故等における感染予防措置、の10項目を示している。

なお、「第4次じん障害防止総合対策推進要綱」(平成5年3月31日付け基発第199号)、「振動障害総合対策要綱」(平成5年3月31日付け基発第203号)、「騒音障害防止ガイドライン」(平成4年10月1日付け基発第546号)が策定・実施されている。

6 労働安全衛生法の改正

1996年10月1日から労働安全衛生法の改正が施行されることとなった。その内容は、①産業医の専門性の確保(日本医師会の認定産業医等の資格要件が予定されているが、施行後2年間は猶予期間とされる)、②産業医の勧告権と事業主の尊重義務、③産業医の選任義務のない小規模事業場の努力義務と国の援助、④健康診断結果に基づき事業主が講ずべき措置についての医師・歯科医師からの意見聴取義務、⑤健康診断実施後の適切な事後措置の実施義務、⑥事業主が講ずべき事後措置に関する指針の公表等、⑦労働者への一般健康診断結果の通知義務、⑧一般健康診断の結果とくに健康の保持に努める必要がある労働者に対する保健指導実施の努力義務とそれに対する労働者の健康保持の努力義務、である(このうち罰則がつくのは⑦のみ)。

改正のもととなった中央労働基準審議会の建議(1996年1月19日)では、労働者側の意見によって、「地域産業保健センターの運営について、労災防止指導員の活用等労使の意見を的確に反映するシステムを設ける必要があること」等が盛り込まれたものの、焦点とされた産業医の選任・衛生委員会の設置を義務づける事業場の範囲を現行の「50人以上」から「30人以上」まで拡大する問題については、使用者側の反対で見送られた(この問題は改正後も引き続き検討することとされている)。

注目されるのは、小規模事業場に対する産業保健サービス提供に当たって活用することとされた「地域産業保健センター」の整備に関してであ

る。1993年度から毎年各都道府県に1か所ずつ(1995年度までに既設141か所)というペースで整備されてきたが、今後、1996・1997の2年度で全国各労働基準監督署ごとの設置を完了させることとなった(全部で347か所)。「地域産業保健センター」は、管轄地域の郡市区医師会(複数の場合もある)に委託運営され、①健康相談窓口の開設(労使が対象)、②個別訪問による産業保健指導の実施、③産業保健情報の提供、④産業保健に関する広報・啓発等を行うものとされ(平成5年4月1日付け基発第225号、労働衛生課長事務連絡)、今後、メンタルヘルスの事業場外相談機能を新たに付加することも予定されている。現状では、一部を除いて「地域産業保健センター」の活動は低調といつてよいが、全国展開される「地域産業保健センター」のあり方は、よきにつけ悪しきにつけ、今後の労働安全衛生の取り組みに与える影響が大きくなるものと考えられる。

その他、労働安全衛生法改正を受けて、①健康診断事後措置の指針の作成、②小規模事業場の産業医共同選任等に対する助成措置(1997年度予定)、③「産業医研修センター(仮称)」の整備等のほか、④「作業関連疾患予防のための健康管理の手引(仮称)」(1995年度末に、中央労働災害防止協会に委託していた作業関連疾患の予防対策についての「職場におけるこれからの健康管理—脳血管疾患、虚血性心疾患等の予防を中心として—」と題する検討結果がまとめられたのを受けたもの)、⑤「バーチャル・リアリティー機器を活用した安全衛生教育等を実施する「安全衛生総合センター(仮称)」(1996年度から3年予定)などが検討されている。

個々の施策を検討することも必要ではあるが、その目的が「最低基準の確保—労災職業病の防止」に加えて、「健康の保持増進」や「快適職場の形成」へ拡大される中での「労働安全衛生の戦略」とでもいうべきものが問われていると考えられる。作業管理・作業環境管理・健康管理の3管理は一体と言われながら、現在の労働省(企業の多くも)のアプローチは、健康管理、言い換えれば個人対策が中心で、それも、専門家(なかでもとくに

医師)に依存する傾向にあると言える。労働安全衛生の主役が労使であることの再確認—使用者の義務の明確化と労働者の権利の確立(知る権利、参加する権利など)、個人対策よりも仕事の改善、その中での有効な産業保健サービスの確立を、法体系においても、職場の実態においても確立していくことが求められる。

7 労災補償対策

平成7年度の労働基準行政運営方針では、「労災補償制度の運用面をみると、国民の意識との間に乖離が生じているもの、社会生活環境の変化に対応しきれていないもの等の問題もみられる一方で、近年、ますますこれらに対する行政の対応が社会的に大きく注目されるようになってきており、このような状況を放置すれば、本制度に対する国民の信頼を損なうことも懸念される」として、「幅広く労災補償制度の運用等について問題点の整理、検討を行い、必要な見直しを行う」とされていた。

もっとも注目されるのは労災認定の問題であるが、この間、運用の基準(認定基準)が明確に改正されたのは、いわゆる過労死—「非災害性の脳・心臓疾患」についてと「単身赴任者の土帰月来型通勤途上災害」(平成7年2月1日付け基発第39号)のふたつだけである。「非災害性の脳・心臓疾患」については、1995年に「1週間より前の業務も含めて総合的に判断すること」など(平成7年2月1日付け基発第38号)、及び、1996年に対象疾病に「不整脈による突然死等」を加えるという2度の改正が行われている。ほかでは、阪神・淡路大震災に際して「地震における業務上外等の考え方」(平成7年1月30日)という通達を出してはいるが、「天災地変による災害は不可抗力」、「とくに関東大震災のような強度・規模が特に大きい場合は、その発生状況の如何にかかわらず」業務災害・通勤災害とは認められないとしてきたことにはあえてふれなかったものの、「災害を被りやすい業務に伴う(通勤に通常伴う)危険が認められる場合に限り認定」という従来の考え方を再確認する内容にとどまった。

運用面の変化は、明確な運用の基準(認定基準)の改正よりも、実態としての認定状況であらわれたと言った方がよいだろう。「非災害性の脳・心臓疾患」では、認定基準の改正自体はごく部分的なものにとどまったが、認定基準改正後、1995年2月～12月の間の認定件数が63件と、従来の2倍を超えていることが明らかにされている。また、阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件あるいは北海道・豊平トンネルの岩盤崩落事故などでも、いち早く救済の方針がマスコミ等を通じてアナウンスされ、実際にほとんどのケースが認定されているようだ。マスコミも含めて批判が大きかった新幹線のぞみ号車内での刺殺事件も、審査請求で埼玉労災保険審査官が不支給処分取消決定、パチンコ景品卸業者従業員の強盗殺人事件の業務上認定や出張先のフィリピンのホテル内での強盗殺人事件についての労働保険審査会の不支給処分取り消しなども注目された。

マスコミの注意を引くような事件については、結果としての救済—認定がなされるようになった一方で、認定の基準がわかりにくくなっているという面も指摘できる。1996年になって「過労死」事件に対する最高裁の判決が相次いで出され、労働省の認定基準を採用せずに、「業務に内在する危険の具体化」であるかどうかを基準にするという考え方を打ち出していることも注目されるが、認定基準自体を「社会通念にかなう」ものにしていく努力が必要である。なお、労働省では、「過労死」等に対する認定基準の改正をアピールするために、各都道府県の年金相談所(室)にフリーダイヤルを設置するとともに、毎月1回「全国一斉相談日」を設けるなどとしている。

制度面では、昨年改正された労災保険法等(平成7年法律第35号等、平成7年3月23日付け発基第35号事務次官通達)の内容が、順次施行されてきている。

1995年8月1日の第1次施行分(平成7年7月31日付け基発第492号)として、①遺族(補償)年金・遺族特別年金の給付額の引き上げ(法別表1、特支則別表第2)、②給付基礎日額の最低保障額の引き上げ(則第9条第1項第4号)、③長期療養

者の休業給付基礎日額及び年金給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額の改善(則第9条の3・4)、④労働福祉事業として介護の支援を実施できる旨規定(法第23条)、⑤罰金額の引き上げ(法第51・53条)を実施。

1996年4月1日の第2次施行分(平成8年3月1日付け基発第95号)として、⑥介護(補償)給付の創設(法第12条の8、第18条の3の2・5、第42条、別表第3、則第18条の3の3・4・5等)、⑦遺族(補償)年金の子等の年齢要件の緩和(法別表第1)、⑧海外派遣者の特別加入制度の改善(法第27条第7号)を実施。

上記以外にも、1995年4月1日から、⑨特別加入者の給付基礎日額の改善(則46条の20第1項、徴収則第21・22条、第23条の2)、⑩労災保険率等の改正(徴収則第23条の3、別表第1・第2・第5)、⑪労働福祉事業に要する費用の限度額の引き上げ(則第43条、以上については平成7年2月20日付け労徴第5号・基発第74号)、⑫アフターケア制度の充実(慢性化膿性骨髄炎の追加、実施医療機関等の制限の緩和、平成7年3月31日付け基発第168号)、1995年4月3日から、⑬長期家族介護者援護金の創設(平成7年4月3日付け基発第199号)が実施されている。

さらに、重度被災労働者に対する介護施策として、⑭労災ホームヘルプサービス事業、⑮労災介護住宅資金貸付制度、⑯介護機器レンタル事業が創設され、⑰労災ケアサポート事業、⑱自動車購入資金貸付制度が拡充されている。

また、今後、(19)1996年10月1日から年金支払回数数の改善、(20)1997年3月31日からメリット制の特例の創設、1997年4月1日から(21)メリット収支率算定方法の改善及び(22)保険料の申告・納期限の延長、が実施される予定である。

以上は、1994年12月16日の労災保険審議会の建議を受けたものである。

その他、(23)化学物質に起因する業務上疾病の対象に新たに22の化学物質とその化合物を追加(平成8年3月29日付け労働省告示第33号)、(24)1996年4月1日から葬祭料・葬祭給付の定額部分を29万5千円に引き上げ、(25)はり・きゅう治療

制限の撤廃(平成8年2月23日付け基発第79号)、(26)振動病長期療養者の適正給付管理の見直し(平成8年1月25日付け基発第35号)なども行われている。

また、1996年3月25日には、労働基準法研究会・労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告がまとめられた。ここでは、建設業手間請け従事者と芸能関係者に関する労働基準法上の「労働者」に該当するかどうかの判断の考え方が示されており、これらの労働者に対する労災保険法・労働安全衛生法の適用についても影響を与えるものである。

また、①審査請求から3か月を経過しても決定がなされない場合には再審査請求をできるようにする、②審査期間を短縮するために労働保険審査会の審査体制を拡充する、という内容の労災保険法等の改正が1996年7月1日から実施される。

労災補償制度についての広範囲な改正が行われてきているので、労働協約等の見直しも必要になってくると思われる。

8 その他の問題

「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図る」(行政手続法第1条1項「目的」)ことが求められている。このことを目的に謳った「行政手続法」が1994年10月1日に施行されてから1年以上が経過した。労災保険の給付請求に対する労働基準監督署の決定などの「申請に対する処分」については、「審査基準」及び「標準処理期間」を定め、公表する、申請が到達したときは遅滞なく審査を開始する、申請により求められた許認可等を拒否する場合(労災保険給付の不支給決定もこれに該当する)にはその理由を提示することなどが定められている。

労働基準行政については、「認定基準」等は「審査基準」に該当し、「標準処理期間」は、原則1か月、プレス機械等の型式検定—5か月、じん肺管理区分決定—2か月、疾病に係る労災保険給付—6か月、障害補償給付・介護補償給付—3か月、遺族補償給付・葬祭料—4か月、未払賃金の立替

払いに係る確認・認定、労働時間短縮計画(変更)の承認及び疾病に係る労災保険給付のうち過労死等のような「その他業務に起因することの明らかな疾病」については「標準処理期間が設定できない」などとされている(平成6年9月28日付け労働省発総第22号、平成6年9月30日付け基発第612号・婦発第273号等)。

しかし、労働省が積極的にPRしていないこともあってほとんど知られていないのが実情である。「行政手続法」は行政処分等の「事前手続」を対象にしたものとされ、「事後手続」については行政不服審査法などが対応する。前述のとおり、労災保険法上の事後手続—不服審査制度が一部改正され、また、「情報公開法」の制定に向けて、行政改革委員会専門部会の要綱案がまとめられるなど、議論が活発になってきている。

「行政手続法」が施行されたにもかかわらず、明らかに「審査基準」に該当するような指示が「秘密(部内限)通達」等として横行している実態を考えると、実効性のある情報公開法が切実に求められている。さらに、法律に基づく政省令や通達等の「制定手続」について規定した法律はなく(行政手続法上適正な処分がなされていても、処分の審査基準自体が違法ということもあり得る)、この面でも透明性・公開の原則の確立が求められている。

「規制緩和」が流行のようになっているが、「透明な行政運営」という視点からの検討も必要であろう。規制緩和について言えば、1995年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画」が、1996年3月29日に改定されている。改定された計画は、1995～1997年度の3年間を計画期間とするもので、労働行政関係では、新規に盛り込まれたもの39件、既定計画に計上されていたもの70件(措置済みまたは一部措置済み件数37件、1996年度以降の措置件数33件、一部措置済みで1996年度以降にも措置を行うもの5件は双方に計上されている)、既定計画計上外で措置済みの事項3件、の合計107件。内訳は、労働者派遣・職業紹介関係21件(新規10件)、労働条件関係15件(新規2件)、労働安全衛生関係60件(新規21件)、その他16件(新規6件)。労働者派遣事業や労働時間につい

ての大幅な規制緩和がポイントとなっているが、労働安全衛生関係では、基準・認証・輸入等関係(ISO規格等国際規格との整合性、外国検査データの受け入れなどを含む)12件(新規4件)、ボイラー・圧力容器関係5件、クレーン関係5件、その他労働安全衛生法関係22件(新規11件)、資格関係12件(新規6件)、などとなっている。

個々の規制の緩和についての検討も必要であるが、そのためにも、前述のように労働安全衛生の戦略の確立が急務である。影響を及ぼすと思われる国際的な動きもさまざまに出てきている。

まず、ISO(国際標準化機構)において、1987年に制定された「品質管理システムと審査登録」に関するISO9000シリーズに続いて、1996年中にも「環境管理システムと監査」に関するISO14000シリーズが国際規格化される予定であり、これと併せて、通産省でも国内規格としての環境JISを制定することとなっている。また、欧米で制度化されているPRTR(環境汚染物質排出・移動登録制度)の日本での実施なども、今後、議論になってくると思われる。

さらに、「労働安全衛生管理システム」に関してISO16000シリーズとして国際規格化するかどうかの議論が俎上にのぼっている。日本でも国内対策委員会が1996年2月に設置され、今年9月にジュネーブで開催される国際ワークショップで一定の方向が出される見込みである。この動きとも関連して、中央労働災害防止協会が「安全衛生管理活動評価制度」を1996年6月から事業化する。企業の安全衛生管理活動の仕組みの有無、有効性とその機能状況を評価して、改善が望ましい事項の指摘やその管理水準を提示することにより、安全衛生管理水準の「継続的改善」に資するものだという(「結果による評価からシステムの評価へ」)。今後、国際的な動向も含め、労働安全衛生管理システム及び評価(監査)の内容が、労働者、住民、第三者機関等のかかわりも含めて議論になってくると思われる。

これらの動きは、国際的には急テンポで進められる可能性もあり、日本国内での早急な対応が求められている。

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別支給者数の推移

年度	労災保険 適用事業場数	労災保険 適用労働者数	死亡災害 発生状況	死傷災害発生 状況(休業4 日以上)	労災保険 新規支給者数	障害(補償)一 時金支給者数	遺族(補償)一 時金支給者数	葬料・葬祭 給付支給者数	合計	年金受給者数							
										計	じん肺	けが損	その他	障害(補償) 年金	遺族(補償) 年金		
1947	115,901				85,759	2,276	1,245	1,248	—								
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	4,585	4,412	19								
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,839	5,116	5,010	601								
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,416	6,161	6,039	3,496	3,375	2,372	965	38	121			
1961	866,241	17,974,571	* 6,712	* 481,686	956,133	75,168	* 6,529	* 6,500	4,415	4,119	2,890	1,147	82	296			
1962	841,510	18,558,323	6,093	466,126	1,045,941	* 79,300	6,528	6,408	5,286	4,755	3,261	1,358	136	532			
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,028	6,548	5,880	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215			
1968	1,078,919	24,100,536	6,088	386,443	* 1,716,677	71,793	1,317	5,759	34,309	9,121	5,410	2,963	748	11,509	13,679		
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	74,270	1,507	5,898	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144		
1972	1,385,603	27,858,665	5,631	324,435	1,419,630	65,276	1,968	5,410	74,567	10,324	5,673	3,213	1,438	29,366	34,877		
1973	1,532,476	28,762,112	5,269	* 387,342	1,370,470	63,396	1,847	5,342	84,298	10,979	5,980	3,333	1,666	33,559	39,760		
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	53,387	1,310	4,563	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918		
1979	1,763,532	30,759,019	3,077	340,731	1,180,621	53,643	820	4,371	139,248	20,558	11,413	4,641	4,504	54,326	64,362		
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	52,465	753	4,238	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871		
1981	1,896,973	32,750,233	2,912	312,844	1,027,477	50,567	691	4,124	154,142	22,370	13,383	4,651	4,273	60,383	71,452		
1982	1,940,378	33,593,799	2,674	294,219	963,496	49,003	746	4,146	160,910	22,990	14,317	4,594	4,079	63,380	74,540		
1983	1,993,359	34,510,310	2,588	278,623	929,841	47,405	638	3,893	167,009	23,589	15,147	4,510	3,932	66,134	77,286		
1984	2,035,693	35,196,556	2,635	271,884	921,400	48,011	698	3,839	172,986	23,909	15,782	4,436	3,691	68,981	80,096		
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	46,648	735	3,903	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397		
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	46,170	699	3,609	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707		
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	44,256	704	3,570	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863		
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,395	43,181	773	3,789	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901		
1989	2,342,024	41,249,804	2,419	217,964	818,007	40,759	768	3,894	182,545	21,496	14,957	3,854	2,675	81,390	90,840		
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	38,716	819	3,846	186,558	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800		
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	37,108	894	4,015	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672		
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,687	35,215	866	3,753	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599		
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	34,132	867	3,767	*204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	* 88,075	* 98,450		
1994			2,301	176,047	約20,000												
1995			2,348	157,316													

資料：「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は労働省労働基準局「労働基準監督年報」により、1973年以降の死傷者数は休業4日以上、1972年以前の死傷者数は休業8日以上のものである。上記以外は、労働省労働基準局「労災保険事業月報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議作成。 *印はピーク

表2 業務上疾病の発生状況

区分	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	合計
1 業務上の負傷に起因する疾病	13,807	13,630	13,269	12,235	11,651	11,242	11,022	10,763	9,170	9,598	9,485	8,759	9,146	8,323	7,306	7,183	166,589
	11,415	11,985	11,792	11,131	9,731	9,395	8,834	8,296	8,035	7,831	8,046	7,791	7,016	6,683	5,823	5,406	139,210
	2,392	1,645	1,477	1,104	1,920	1,847	2,188	2,467	1,135	1,767	1,439	968	2,130	1,640	1,483	1,777	27,379
2 物理因子による疾病(がんを除く。) 有害光線、電磁放射線、異常気圧 異常温度、騒音、超音波等	1,711	1,128	1,645	1,128	821	1,293	1,237	1,232	730	566	728	501	860	729	524	733	15,627
	1,344	1,212	1,197	1,011	880	846	846	1,238	1,627	1,217	690	592	523	489	411	579	14,710
	367	-84	449	117	-67	447	391	54	-897	-651	38	-91	337	240	113	154	917
3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因 する疾病 腰痛、振動障害、頸肩腕障害等	1,665	789	711	447	363	372	413	532	733	612	680	543	370	240	290	235	8,995
	2,782	2,674	2,451	2,187	1,683	1,587	1,617	1,652	1,382	1,375	1,221	1,012	1,000	1,131	1,035	953	25,842
	-1,117	-1,885	-1,740	-1,740	-1,320	-1,315	-1,204	-1,120	-649	-763	-541	-469	-630	-891	-745	-718	-16,847
4 化学物質等による疾病(がんを除く。) 労働大臣が指定する化学物質等による 疾病を含む。	713	621	475	505	426	608	456	368	399	364	316	331	370	343	400	407	7,445
	398	400	458	335	413	348	309	298	303	279	277	216	260	156	225	239	5,150
	315	221	17	170	13	260	147	70	96	85	39	115	110	147	175	168	2,295
5 粉じんの吸入による疾病 じん肺症等	2,491	2,365	2,249	2,282	2,153	1,561	1,387	1,472	1,401	1,308	1,201	1,185	1,103	1,140	1,025	1,259	25,592
	2,150	2,108	2,034	2,114	1,899	1,339	1,353	1,272	1,327	1,254	1,238	1,144	1,140	1,060	953	1,245	23,660
	341	257	215	168	264	222	34	200	74	54	-37	41	-37	80	42	14	1,932
6 細菌、ウイルス等の病原菌による疾病	101	48	48	51	41	56	60	108	69	55	40	87	92	64	75	74	1,133
	85	123	164	206	166	162	138	113	140	141	128	120	173	424	156	161	2,600
	16	-75	-116	-155	-125	-106	-78	-5	-71	-86	-88	-33	-81	-360	-81	-87	-1,467
7 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん 原性工程における業務による疾病	6	3	6	5	5	4	0	6	4	4	2	1	5	2	6	9	69
	47	41	49	60	68	49	67	64	61	53	67	51	80	54	73	79	963
	-41	-38	-43	-55	-62	-45	-67	-58	-57	-49	-65	-50	-75	-52	-67	-70	-894
9 その他業務に起因することの明らかでない 疾病	50	60	45	52	9	11	13	6	4	16	13	8	5	1	4	15	312
	226	470	622	634	541	440	256	211	106	187	133	120	174	125	108	121	4,474
	-176	-410	-577	-582	-532	-429	-243	-205	-102	-171	-120	-112	-169	-124	-104	-106	-4,162
職業性疾病(2号から9号までの)計	6,737	5,014	5,180	4,470	3,829	3,905	3,566	3,784	3,340	2,925	2,980	2,656	2,805	2,519	2,324	2,732	58,766
	7,032	7,028	6,975	6,547	5,658	4,871	4,586	4,848	4,946	4,506	3,754	3,255	3,350	3,479	2,991	3,377	77,303
	-295	-2,014	-1,795	-2,077	-1,829	-966	-1,020	-1,064	-1,606	-1,581	-774	-599	-545	-960	-667	-645	-18,537
計	20,544	18,644	18,449	18,705	15,480	15,147	14,588	14,547	12,510	12,523	12,465	11,415	11,951	10,842	9,630	9,915	225,355
	18,447	19,013	18,767	17,678	15,389	14,266	13,420	13,144	12,981	12,337	11,800	11,046	10,366	10,162	8,814	8,783	216,413
	2,097	-369	-318	-973	91	881	1,168	1,403	-471	186	665	369	1,585	680	816	1,132	8,942

注) 上段の数字は、労働省業務上疾病発生(各年版「衛生のしおり」)によるから疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上で、その年(暦年)中に発生(初めて診断された日)した疾病で翌年3月末日までに把握したもの。事業主から提出された労働者死傷届報告書を分析・再分類したもの。中段の数字は、「年度別、業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」。被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。下段の数字は、上段の数字から中段の数字を差し引いたもの。労働省資料より全国労働安全衛生センター連絡会議作成。

表3-1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

年度	脳血管疾患										虚血性心疾患等										合計									
	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995			
請求件数	351	480	538	436	404	328	277	289	148	196	239	161	151	130	103	116	499	676	777	597	555	458	380	405						
認定件数	42	61	96	77	78	66	59	80	7	20	14	15	15	8	13	12	49	81	110	92	93	74	72	92						
1号	24	47	77	56	54	55	40	57	4	5	3	3	5	1	1	3	28	52	80	59	59	56	41	60						
9号	18	14	19	21	24	11	19	23	3	15	11	12	10	7	12	9	21	29	30	33	34	18	31	32	76					

(注) 1号とは労働基準法施行規則別表第1の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、9号とは同表第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等である。
 2 未処理の件数があるため、請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とはならない。
 3 労働省労働基準局の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

表3-2 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の審査請求及び再審査請求処理状況

年度	審査請求						再審査請求		
	前年度未残	請求	決定	取上	請求の増減	本年度未残	未決	取消	請求
1987							18	0	
1988							29	1	
1989							38	0	
1990							50	0	
1991	207	131	8	120	0	3	△2	205	42
1992	205	109	3	109	0	7	△1	194	36
1993	194	96	4	109	1	3	△3	170	45
1994	170	95	8	85	0	1	△2	169	43

(注) 審査請求処理状況及び再審査請求の請求件数は労働省資料より、再審査請求の未決・取消件数は労災保険研究所「選別労災」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
 「請求の増減」欄は、事件の移送、併合、分離等による増減である。

表4 職業がんの労災補償状況

疾病の種類	年度	1987年度																	合計	
		77前	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93		94
ベンゼン又はβ-ナフチルアミンにさらされる業務による原形系腫瘍	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											412	12	11	14	13	6	20	19	507
タール等にさらされる業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											107	9	4	1	12	4	5	0	142
砒素を含有する鉱石を原料として金属の鍛錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											61	2	0	1	3	0	5	4	73
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上皮癌	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											113	1	6	4	5	5	4	4	142
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											15	0	0	0	1	0	0	0	16
塩化ビニルにさらされる業務による肺血管腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											2	0	0	0	0	1	0	1	4
ベンゼンにさらされる業務による白血病	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											8	0	0	0	0	0	0	0	8
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											7	0	0	0	0	0	0	1	8
石棉にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	(1988年3月31日現在の累積認定者数)	17	4	5	1	2	7	4	7	11	14	10	10	19	15	18	23	21	21	210
電線架線にさらされる業務による白血病又は皮膚がん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											9	0	1	1	1	1	1	3	17
その他のがん	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											209	19	26	13	29	11	22	25	354
総数	(1988年3月31日現在の累積認定者数)											1,025	53	67	50	80	54	73	79	1,481

(注) 労働省労働基準局の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
 1994年度の下段の数字は、支給決定時において既に死亡している者を内数として計上。

表5 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断実施状況

年度	定期健康診断			特殊健康診断					じん肺健康診断							
	受診労働者数	疾病総数	疾病発現率	対象業務数	実施事業場数	受診労働者数	有所見者数	有所見率	受診労働者数	管理1 有所見者数	管理2	管理3	管理4	有所見者数	合併症り患者数	有所見率
1965	9,370,497	574,578	6.1	24	8,927	226,979	24,048	10.6	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234	—	8.8
1970	11,199,917	562,894	5.0	30	14,865	304,793	30,735	10.1	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642	—	8.4
1975	10,901,527	733,029	6.7	66	30,446	557,224	29,962	5.4	212,976	12,716	5,055	1,080	318	19,169	—	9.0
1980	11,306,990	990,149	8.8	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5	259,899	—	34,133	8,132	122	42,387	172	16.3
1981	10,333,192	916,522	8.9	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5	271,775	—	36,872	7,787	148	44,807	177	16.5
1982	10,408,511	953,393	9.2	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4	265,720	—	38,099	8,010	126	46,235	147	17.4
1983	10,625,676	991,035	9.3	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0	260,565	—	37,183	7,120	137	44,440	133	17.1
1984	10,618,339	970,752	9.1	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0	262,024	—	34,958	6,231	81	41,270	102	15.8
1985	10,733,013	1,005,929	9.4	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7	260,629	—	33,391	5,905	80	39,376	87	15.1
1986	10,900,258	1,065,354	9.8	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6	251,822	—	34,232	5,614	75	39,921	140	15.9
1987	10,859,413	1,100,724	10.1	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5	237,310	—	29,111	4,645	93	33,849	104	14.3
1988	10,586,406	1,123,126	10.6	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4	228,425	—	27,164	4,209	64	31,437	60	13.8
1989	9,232,997	1,117,564	12.1	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8	219,624	—	25,364	3,864	66	29,294	63	13.3
1990	10,009,681	2,367,251	23.6	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3	216,420	—	22,184	3,557	74	25,815	93	11.9
1991	10,911,023	2,990,890	27.4	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0	229,139	—	22,799	3,475	50	26,324	47	11.5
1992	10,825,454	3,483,525	32.2	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2	220,988	—	18,782	3,249	52	22,083	68	10.0
1993	11,187,605	3,762,451	33.6	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4	219,607	—	19,888	3,138	36	23,062	27	10.5
1994	11,317,518	3,920,311	34.6	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6	215,174	—	19,107	2,969	43	22,119	54	10.3

資料：特殊健康診断実施結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断実施結果調により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。
 1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正されている。
 特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正されている。
 じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
 1978年にじん肺管理区分が改正されている。

労働安全衛生をめぐる状況

1 労災保険審査請求関係統計

1 審査請求処理状況

年度	前年度 未 残	新 規 請 求	要処理 件 数	請求の 増△減	決 定				取 下	その他 処 理	処 理 件 数	処理率 (%)	本年度 未 残
					取 消	棄 却	却 下	小 計					
1980	729	1,533	2,262				978	189	6	1,173	51.9	1,059	
1981	1,089	1,429	2,518				1,392	161	9	1,562	62.0	956	
1982	956	1,282	2,238				1,117	155	7	1,279	57.1	959	
1983	959	1,853	2,812				1,355	183	12	1,550	55.1	1,262	
1984	1,262	1,620	2,882				1,207	157	116	1,480	51.4	1,402	
1985	1,402	1,620	3,022				1,273	197	146	1,616	53.5	1,406	
1986	1,406	1,394	2,800				1,184	177	30	1,391	49.7	1,409	
1987	1,409	1,213	2,622				1,155	168	26	1,349	51.4	1,273	
1988	1,273	1,359	2,632				1,174	147	33	1,354	51.4	1,278	
1989	1,278	1,223	2,501				1,102	215	22	1,339	53.5	1,162	
1990	1,162	1,065	2,227				930	131	11	1,072	48.1	1,155	
1991	1,155	968	2,123	△11	165	745	10	921	105	(11)	1,037	48.8	1,056
1992	1,056	874	1,930	△8	145	700	9	854	101	(8)	963	49.1	997
1993	997	938	1,935	△28	138	703	15	856	129	(28)	1,023	52.9	912
1994	912	952	1,864	△32	147	739	15	901	110		1,043	56.0	821

注 「請求の増△減」欄は、事件の分離等による増減である（「その他処理」も同じ）。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

2-1 事件種類別新規審査請求状況

年度	労働者 賃 格	業務上外	通勤災害	支給制限	治癒認定	再発認定	障 害	受給権	給付日数	その他	計
1982	45	377	30	3	25	58	521	11	29	176	1,275
1983	50	399	35		90	47	623	7	48	542	1,541
1984	51	409	40	1	43	61	626	7	30	236	1,504
1985	57	407	27	1	109	57	678	7	20	111	1,474
1986	47	427	31	1	57	55	597	9	20	120	1,364
1987	30	361	31		41	56	530	2	18	144	1,213
1988	41	381	17		55	43	504	6	5	307	1,359
1989	57	378	21(21)		106(1)	54(2)	484(13)	6	12	105(2)	1,223(39)
1990	44	367	19		58	49	435	2	8	83	1,065
1991	38(1)	383	25(25)		22(1)	42(2)	379(13)	2	8	69(2)	968(44)
1992	42	320	30(30)		32	41(4)	331(8)	7	8	63(2)	874(44)
1993	36	337	20(20)	1	28(1)	51(1)	362(12)	7	5	91(2)	938(36)
1994	33	348	32(32)		45	49(1)	338(8)	8	19	78(1)	952(42)

注 ()内は通勤災害の内数である（ただし、1988年度以前及び1990年度は通勤災害の内数は示していない）。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

2-2 事件種類別新規審査請求状況

年度	業務上外	腰 痛	脳・心臓疾患	振 動 障 害	頸肩腕症候群	じん肺症	その他疾病	左 記 以 外
1991	363	32	131	19	10	55	62	74
1992	320	20	109	10	10	66	37	48
1993	337	24	96	25	5	51	48	88
1994	348	20	170	19	15	44	74	83

注 ()内は通勤災害の内数である。
労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

3 事件種類別処理状況

1994年度

争 点	前年度末 残 件 数	請 求	決 定				取 下	請 求 の 増 △ 減	本年度末 残 件 数
			取 消	棄 却	却 下	小 計			
労働者であるかどうかに争いがあるもの	42	35	6	34	0	6	△2	29	
業務災害の認定に争いがあるもの	425	348	32	304	1	25	△14	357	
腰痛にかかっているもの	20	32	3	22	0	6	1	22	
脳・心臓疾患にかかっているもの	170	95	8	85	0	1	△2	169	
振動障害にかかっているもの	19	18	3	9	0	2	△2	21	
頸肩腕症候群等にかかっているもの	15	15	0	14	0	1	0	15	
じん肺症等にかかっているもの	44	37	6	47	0	3	0	45	
その他の疾病にかかっているもの	74	42	1	55	0	2	△2	55	
上記以外のもの	88	89	11	72	1	10	△9	69	
通勤災害の認定に争いがあるもの	22	32	7	18	1	5	△2	21	
支給制限について争いがあるもの	1	0	0	0	0	1	0	0	
治癒認定の時期に争いがあるもの	25 (1)	45	2	32	1	8	△1	26 (1)	
再発であるかどうかに争いがあるもの	43 (3)	49 (1)	2 (1)	41 (8)	1	8 (1)	△2	38 (2)	
障害等級の認定に争いがあるもの	274 (10)	338 (8)	88 (2)	256 (8)	2	39 (2)	1	228 (6)	
受給権について争いがあるもの	7	8	2	6	1	1	0	5	
給付基礎日額の算出に争いがあるもの	6	19	1	3	0	7	0	14	
そ の 他	57 (4)	78 (1)	7	45 (1)	8	10	△12	53 (4)	
合 計	912 (40)	952 (42)	147 (9)	739 (28)	15 (1)	110 (8)	△32 (△2)	821 (34)	

注 1 ()内は通勤災害によるもので内数である。
2 「請求の増△減」欄は、事件の分離等による増減である。

労働安全衛生をめぐる状況

II 労災保険再審査請求関係統計

1 審査請求処理状況

年 度	前 年 繰 越	請 求 件 数	裁 決 件 数	取 下 件 数	残 件 数
1956年 8~12月	0	164	16	2	146
1957年 1~12月	146	246	135	9	248
1958年 "	248	255	214	12	277
1959年 "	277	247	199	8	317
1960年 1~3月	317	68	69	4	312
1960年度	312	251	235	10	318
1961年度	318	243	271	11	279
1962年度	279	253	272	17	243
1963年度	243	263	275	11	220
1964年度	220	204	201	11	212
1965年度	212	179	199	11	181
1966年度	181	195	151	11	234
1967年度	234	319	173	10	370
1968年度	370	194	196	61	307
1969年度	307	250	226	15	296
1970年度	296	194	206	20	264
1971年度	264	173	225	9	203
1972年度	203	175	196	17	165
1973年度	165	208	139	10	224
1974年度	224	274	107	10	381
1975年度	381	250	90	12	529
1976年度	529	229	156	8	584
1977年度	584	231	314	12	489
1978年度	489	253	258	16	448
1979年度	448	230	237	11	430
1980年度	430	273	223	8	472
1981年度	472	485	301	8	648
1982年度	648	264	369	13	550
1983年度	550	308	289	4	565
1984年度	565	349	305	9	600
1985年度	600	329	239	13	677
1986年度	677	371	300	19	729
1987年度	729	346	272	8	795
1988年度	795	344	345	12	782
1989年度	782	442	297	15	912
1990年度	912	264	316	10	870
1991年度	870	262	374	12	746
1992年度	746	254	299	8	693
1993年度	693	246	288	7	644
1994年度	644	297	226	7	708
合 計		10,382	9,193	481	

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

2-1 事件種類別請求件数

年度	業務上外	障 害	治仰認定	再発認定	労働者 資 格	給付基礎	却下決定	通勤災害	その他	給付制限	計
1956	40	102	-	-	-	-	-	-	14	8	164
1957	49	153	-	-	-	-	-	-	31	13	246
1958	65	145	-	-	-	-	-	-	34	11	255
1959	45	151	-	-	-	-	-	-	38	13	247
1960	9	46	-	-	-	-	-	-	10	3	68
1960	39	145	-	-	-	-	-	-	55	12	251
1961	52	155	-	-	-	-	-	-	43	13	243
1962	37	170	-	-	-	-	-	-	31	15	253
1963	83	118	-	-	-	-	-	-	46	16	263
1964	46	96	-	-	-	-	-	-	56	6	204
1965	50	54	-	-	-	-	-	-	56	9	179
1965	52	91	9	7	-	-	2	-	24	10	195
1967	74	87	130	7	-	-	1	-	18	2	319
1968	57	82	12	5	3	2	1	-	32		194
1969	90	86	4	15	1	4	4	-	26		230
1970	65	80	9	7	1	4	5	-	23		194
1971	65	66	8	6	5	2	6	-	15		173
1972	63	63	10	12	8	1	7	-	11		175
1973	107	59	8	8	4	8	3	-	11		208
1974	94	125	11	12	10	4	1	3	14		274
1975	120	57	3	9	11	6	5	9	30		280
1976	110	52	7	8	7	3	3	12	27		229
1977	107	48	5	5	8	2	7	4	45		231
1978	110	40	6	12	14	5	7	10	29		233
1979	114	53	4	9	8	12	6	4	20		230
1980	126	59	12	16	11	6	8	10	25		273
1981	186	75	11	13	18	80	7	4	91		485
1982	136	62	2	12	22	7	6	7	30		284
1983	132	84	9	27	15	5	4	5	27		308
1984	153	78	13	24	13	11	7	8	42		349
1985	133	89	8	21	17	9	6	18	28		329
1986	125(5)	94(3)	14	18	15	4	3	8	90(3)		371
1987	151(3)	82(2)	19	16	21(2)	5	9	9	34(2)		346
1988	144(5)	64(1)	33	17	9	10	21	5	41(3)		344
1989	137(3)	74	15	16	6	0	3	4(1)	185		442
1990	126(3)	87	14	18	14	3	2	5(1)	15		284
1991	118(5)	67	17	24	10	2	8	5	11		262
1992	128(2)	56	19	22	6	2	1	4(1)	16		254
1993	130	52	13	20	10	4	0	6	11		246
1994	145	80	15	20	7				30		297
合計	3,813	3,407	440	406	276	201	143	140	1,425	151	10,382

注1 「年度」の1956年は8~12月、1957~1959年は1~12月、1960年は前年1~3月、後者が年度、1961以降は年度。

2 1964年以前の「その他」には「治仰認定」、「再発認定」、「却下決定」、「その他」が含まれている。

3 1986年度以降は、表中に特別加入者関係再審査請求事件を含み、1986~1992年度については()内に内数として示した。

4 本表の事件区分は、受理時のものである。

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

労働安全衛生をめぐる状況

2-2 事件種類別請求件数

年度	業務上外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん肺	腰痛	振動障害	頸肩腕症候群	その他
1992	128	31	24	14	2	11	3	43
1993	180	28	14	11	4	2	3	68
1994	145	32	20	18	9	3	14	49

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

3-1 事件種類別裁決状況

区分	事件の種類	業務上外	障害	治癒認定	再発認定	労働者資格	給付基礎	却下決定	過労災害	給付制限	その他	計
1986	裁棄却	2,565	2,350	260	275	177	154	116	94	74	917	6,982
	取消	344	412	19	16	40	18	16	14	41	155	1,075
	却下	74	151	8	10	1	8	8	5	9	49	328
	決小計	2,983	2,913	287	301	218	180	140	113	124	1,121	8,380
	取	108	117	65	8	14	6	10	4	7	120	459
計	3,091	3,030	352	309	232	186	150	117	131	1,241	8,839	
1991	裁棄却	132	70	30	14	12	4	5	2		14	284
	取消	3	8	0	0	0	0	0	0		2	13
	却下	0	1	1	0	0	0	0	0		0	2
	決小計	135	79	31	14	12	4	5	2		16	299
	取	1	2	3	0	0	1	0	0		1	8
計	136	81	34	14	12	5	6	2		17	307	
1992	裁棄却	132	76	11	21	9	1	0	3		12	265
	取消	7	6	0	0	1	0	0	1		1	16
	却下	2	2	0	1	1	0	0	0		1	7
	決小計	141	84	11	22	11	1	0	4		14	288
	取	100	42	15	20	6					25	208
1993	裁棄却	100	42	15	20	6					25	208
	取消	4	5	0	1	2					2	15
	却下	1	0	0	0	0					3	3
	決小計	105	47	15	21	8					30	226
	取	2	1	3	0	0					1	7
計	107	48	18	21	8					31	233	
1994	裁棄却	2,929	2,538	316	330	204	159	122	99	74	968	7,739
	取消	358	431	19	17	43	18	16	15	41	160	1,119
	却下	77	154	9	11	2	8	8	5	9	53	335
	決小計	3,364	3,123	344	358	249	185	146	119	124	1,181	9,193
	取											481
計											9,674	

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

3-2 事件種類別裁決状況

年度	事件の種類	業務上外	脳血管疾患	虚血性心疾患	じん肺	腰痛	振動障害	頸肩腕症候群	その他
1994	裁棄却	100	29	13	7	1	5	1	44
	取消	4	1	0	0	0	0	0	3
	却下	1	0	0	0	0	0	0	1
	決小計	105	30	13	7	1	5	1	48
	取	2	1	1	0	0	0	0	0
計	107	31	14	7	1	5	1	48	

労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成

「不法就労」外国人に対する災害補償の状況

各年度の労働省労働基準局補償課の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成したもの。

労災保険の保険給付の請求があった事案のうち、被災労働者が「不法就労」外国人であると思われる者に対する補償状況。

1 被災労働者の国籍（人数）

国名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	国名	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
イラン	0	2	0	15	100	122	101	89	インドネシア	1	0	0	0	0	1	4	0
パキスタン	13	16	19	51	58	46	34	55	ベトナム	0	1	2	0	0	2	2	0
バングラディシュ	8	27	22	63	33	42	28	31	ギニア	0	0	0	0	1	1	1	0
タイ	0	1	1	4	15	20	18	26	オーストラリア	0	0	0	0	0	0	1	0
ベルギー	0	0	0	2	5	8	12	24	アイルランド	0	0	0	0	0	0	1	0
韓国	2	6	7	20	32	43	38	23	ホンジュラス	0	0	0	0	0	0	1	0
スリランカ	0	0	1	10	13	14	25	19	台湾	2	0	0	0	1	2	0	0
フィリピン	8	6	3	10	13	21	25	14	イギリス	0	0	0	0	0	1	0	0
インド	0	1	0	6	2	6	9	11	ブルキナファソ	0	0	0	0	0	1	0	0
中国	3	5	20	21	16	31	9	10	スリナム	0	0	0	0	0	1	0	0
ブラジル	0	0	0	2	4	3	12	6	バハマ	0	0	0	0	0	1	0	0
マレーシア	0	0	3	6	12	10	9	6	メキシコ	0	0	0	0	0	1	0	0
ガーナ	1	2	2	0	3	5	2	6	キューバ	0	0	0	0	0	1	0	0
ネパール	1	0	1	4	2	2	5	5	ドイツ	0	0	0	0	1	0	0	0
ミャンマー	0	0	1	2	2	2	2	5	南アフリカ	0	0	0	0	1	0	0	0
トルコ	0	0	0	1	0	2	0	2	マリ	0	0	0	0	1	0	0	0
コロンビア	0	0	0	0	0	0	0	2	パプアニューギニア	0	0	0	0	1	0	0	0
アメリカ	0	0	0	0	1	2	2	1	タンザニア	0	0	0	1	1	0	0	0
ポリビア	0	0	0	0	0	1	1	1	香港	0	0	1	1	0	0	0	0
レソト	0	0	0	0	0	0	1	1	オランダ	0	0	0	1	0	0	0	0
ベナン	0	0	0	0	0	0	1	1	エジプト	0	0	0	1	0	0	0	0
スーダン	0	0	0	0	0	0	1	1	シンガポール	0	1	0	0	0	0	0	0
ヨルダン	0	0	0	0	0	0	0	1	ニュージーランド	0	1	0	0	0	0	0	0
スウェーデン	0	0	0	0	0	0	0	1	フランス	1	0	0	0	0	0	0	0
ナイジェリア	0	1	0	0	3	2	8	0	不明	0	1	6	0	0	0	0	1
計	40	71	89	221	322	393	351	320									

労働安全衛生をめぐる状況

2 就労事業場の種類(人数)

業種	62年度								業種	63年度							
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
その他の林業	0	0	0	0	0	1	2	3	鋳物業	1	1	0	6	5	9	11	8
木材伐出業	0	0	0	0	2	0	0	0	金属製品製造業	10	30	36	62	96	92	84	72
採石業	0	0	0	0	0	0	1	0	又は金属加工業	0	0	2	1	1	0	1	2
その他の鉱業	0	0	0	0	0	1	1	1	一般金属製造業	0	0	2	1	1	0	1	2
道路新設事業	0	0	0	0	0	0	2	0	めっき業	1	4	0	4	2	0	2	2
ほ裁工業	0	0	0	1	2	1	1	2	機械器具製造業	0	3	3	13	21	28	13	12
建築事業	4	2	13	27	42	51	38	32	電気機械器具製造業	1	1	1	5	2	4	7	9
既設建築物設備工事	0	0	0	1	5	5	2	2	輸送用機械器具製造業	0	2	6	21	19	36	19	30
機械装置の組立又は取り付けの事業	0	0	0	1	2	1	0	3	船舶製品製造業	0	0	0	0	0	0	1	1
その他の建設事業	0	0	0	4	9	20	19	14	計量器、光学機械時計等製造業	0	0	0	1	0	0	3	0
食品製造業	3	1	1	0	6	19	19	25	金属製品、装身具、皮革製品等製造業	0	0	0	4	2	2	0	1
繊維工業又は繊維製品製造業	0	0	0	0	1	4	6	4	その他の製造業	3	2	3	22	18	25	31	23
木材又は木製品製造業	1	1	1	0	2	9	9	15	貨物取扱事業	0	0	2	0	4	5	5	3
パルプ又は紙製造業	0	0	0	0	1	0	0	0	港湾貨物取扱業	0	0	0	1	0	1	0	0
印刷又は製本業	0	1	1	6	3	5	4	7	港湾荷役業	0	0	0	0	0	0	1	1
化学工業	3	2	2	6	15	15	7	5	農業又は海面漁業以外の漁業	0	0	0	1	3	0	1	4
ガラス又はセメント製造業	0	0	0	2	9	0	0	0	清掃、火葬又はと畜の事業	1	0	1	0	0	6	4	1
その他の窯業又は土石製品製造業	0	0	1	2	4	8	11	11	ビルメンテナンソ業	0	0	1	0	1	1	0	0
金属精錬業	0	0	0	0	2	1	1	0	その他の各種事業	12	21	15	28	35	36	42	26
非鉄金属精錬業	0	0	0	2	4	5	1	1	計	40	71	89	221	322	393	351	320
金属材料品製造業	0	0	0	0	3	1	2	0									

3 補償状況(件数)

保険給付の種類	62年度							
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
療養補償給付	29	70	70	169	267	298	289	259
休業補償給付	21	19	40	80	128	197	195	153
障害補償給付	7	5	10	38	55	69	87	76
遺族補償給付	0	0	2	2	4	1	3	4
葬料	0	0	2	2	3	1	1	4
計	67	95	124	291	457	566	575	496

4 就労場所(人数)

都府県名	62年度								都府県名	63年度							
	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
群馬	0	11	14	33	16	91	92	65	奈良	0	0	0	0	1	3	2	2
東京	19	36	49	80	102	84	62	61	兵庫	0	0	0	2	3	4	1	2
茨城	4	0	2	16	25	36	41	43	京都	0	0	3	0	2	1	0	1
千葉	2	10	4	28	30	39	48	39	岡山	0	0	0	0	0	0	0	1
愛知	2	2	0	0	10	17	19	28	鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	1
栃木	0	0	4	12	14	17	16	18	富山	0	0	0	0	0	3	1	0
静岡	0	0	0	2	9	9	7	16	福島	0	0	0	1	1	1	1	0
山梨	0	4	0	3	5	3	6	11	高知	0	0	0	0	0	0	1	0
神奈川	6	3	5	12	36	30	13	7	佐賀	0	0	0	0	0	0	1	0
長野	1	0	0	0	0	1	7	6	石川	0	0	0	0	0	2	0	0
大野	1	3	4	3	11	10	14	4	福岡	0	0	0	0	0	2	0	0
三重	0	0	0	1	2	11	0	4	広島	0	0	0	0	2	1	0	0
埼玉	4	0	3	28	49	21	11	3	北海道	0	0	0	0	1	1	0	0
新潟	0	0	0	0	3	1	3	3	和歌山	1	0	0	0	0	1	0	0
福井	0	0	0	0	0	0	1	3	愛媛	0	0	0	0	0	1	0	0
滋賀	0	0	0	0	0	3	4	2	岐阜	0	0	1	0	0	0	0	0
計	40	71	89	221	322	393	351	320									

外国人労働者の労働災害発生状況

各年度の労働省労働基準局安全衛生部の資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成したもの。
 事業主が届け出た労働者死傷病報告によるデータで、永住者、永住者の配偶者等、平和条約関連国籍離脱者の子及び定着を除く在留資格を有する者を対象としており、在留及び就労の合法、不法を問わない。死傷は死亡及び休業4日以上を負傷の合計。

1 国籍別労働災害被災者数

国	平成2年		平成3年		平成4年		平成5年		平成6年	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
ブラジル	39	2	50	2	201	4	278	5	303	7
ペルー	6	—	16	1	63	1	72	1	81	0
イラン	11	1	71	3	102	5	102	2	76	1
中華人民共和国	25	—	28	2	42	1	52	2	50	1
フィリピン	—	—	—	—	—	—	38	2	35	1
大韓民国	18	4	36	6	30	4	44	7	—	—
バングラディッシュ	34	1	27	—	—	—	22	—	—	—
タイ	—	—	—	—	—	—	18	2	—	—
パキスタン	45	—	30	—	34	—	16	2	—	—
スリランカ	—	—	—	—	—	—	16	—	—	—
アメリカ	—	—	—	—	—	—	14	—	—	—
インドネシア	—	—	—	—	—	—	13	1	—	—
その他	56	3	95	2	217	8	68	271	10	—
不明	—	—	—	—	—	—	87	—	—	—
合計	244	11	385	16	689	23	844	22	817	14

2 業種別労働災害被災者数

業種	平成2年		平成3年		平成4年	
	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡
製造業	194	4	272	5	487	7
建設業	31	5	67	9	113	13
貨物取扱業	2	1	10	1	2	1
農林業	—	—	2	—	1	—
畜産・水産業	3	—	—	—	17	—
商業	5	1	11	1	22	2
接客娯楽業	4	—	19	—	31	—
その他	5	—	4	—	16	—
合計	244	11	385	16	689	23

労働安全衛生関係日誌

1995年→1996年

1995. 1.13 【通達】平成7.1.13補償課長事務連絡第1号「はり・きゅう施術の取扱いに係る行政事件訴訟判決及び取扱いの留意事項」(情報95-5)
1995. 1.17 【災害】阪神・淡路大震災
1995. 1.17 【報告】元請による建設現場安全管理手法検討委員会検討結果報告(法令48-3/速報143/安衛広報621)
1995. 1.23 全国安全センター・労住医連振動病プロジェクト第3回作業部会(東京)
1995. 1.23 【通達】平7.1.23基発第27号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いについて」(情報95-3)
1995. 1.23 【通達】平7.1.23補償課長事務連絡第2号「兵庫県南部地震に伴う労災診療の取扱いに係る留意点について」(情報95-3)
1995. 1.24 【通達】地方公務員災害補償基金補償課長事務連絡「兵庫県南部地震における公務災害及び通勤災害の認定について」(情報95-3)
1995. 1.24 【通達】平7.1.24労災保険業務室年金班長事務連絡「兵庫県南部地震に伴う2月期年金支払業務に係る対応について」(情報95-3)
1995. 1.25 【政令】平7.1.25政令第9号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(製造等が禁止される有害物質にアモサイト・クロシドライトを追加、爆発性の危険物としてアジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物を追加等の爆発・火災対策)(法令48-4/通信480/安衛広報622/衛生95-4)
1995. 1.26 【省令】平7.1.26労働省令第3号「労働安全衛生法施行規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令」(改正労働安全衛生法施行令施行に伴う整備)(法令48-4/通信480/安衛広報622/衛生95-4・5)
1995. 1.26 【通達】平7.1.26基発第29号「兵庫県南部地震に対応した労働災害防止のための緊急措置について」(法令48-4/安衛広報622)
1995. 1.26 【判例】元タケシー運転手の脳内出血事件で佐賀労働基準監督署長の不支給処分を取り消す福岡高裁判決
1995. 1.27 【通達】平7.1.27基発第35号「兵庫県南部地震に係る総合相談窓口の開設について」(情報95-3)
1995. 1.28-29 全国安全センター・労住医連第5回振動病プロジェクト(東京)
1995. 1.30 【通達】平7.1.30補償課長事務連絡第4号「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」(情報95-3)
1995. 1.30 【通達】平7.1.30労働衛生課長事務連絡「兵庫県南部地震に対応した復旧工事等における労働者の健康の確保対策について」(情報95-3)
1995. 1.30 【先例】1994年10月、東京都品川区の京浜急行・青物横丁駅構内で射殺された都立病院医師の死亡について、地方公務員災害補償基金東京都支部が公務上認定
1995. 1.31 石綿対策全国連絡会議、阪神・淡路大震災被災地のアスベスト対策で労働省に申し入れ(情報95-3)
1995. 1.31 【通達】平7.1.31基発第37号「兵庫県南部地震に伴う賃金等の労働条件の確保のための総合相談窓口の開設について」(情報95-3)
1995. 1.31 【先例】審査請求で争っていた不支給処分の取消後直ちに請求した後続する休業補償給付等について、時効による不支給処分を取り消した労働保険審査会裁決(情報96-4)
1995. 2. 1 【通達】平7.2.1基発第38号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(情報95-4/法令48-5/通信479/速報143)
1995. 2. 1 【通達】平7.2.1基発第39号「単身赴任者等

- の通勤災害の取扱いについて」(情報95-3/法令48-5/速報143)
1995. 2. 3 【法律】「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」(規制緩和)→1995.4.1施行(通信479)
1995. 2.10 【省令】平7.2.10労働省令第5号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(労災保険料のうち労働福祉事業に充てるべき費用の限度額及び中小企業事業主等特別加入者の給付基礎日額を引き上げ、労働保険料率の改定等)(法令48-4、8)→1995.4.1施行
1995. 2.11 【災害】長野・安曇村のトンネル取り付け道路建設現場で、水蒸気が突然土砂とともに噴出し、作業員4人が風圧で吹き飛ばされ死亡
1995. 2.17 【報告】大阪府医師会労災部会「労災隠しに関するアンケート調査結果」(情報95-4)
1995. 2.20 【通達】平7.2.20労働省発労徴第5号/基発第74号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」(保険料率等の改正)(情報95-6、11/法令48-9/衛生95-5)
1995. 2.20 【通達】平7.2.20基発第75号・職発第97号「職場におけるエイズ問題に関するガイドラインについて」(情報95-5/通信480/法令48-7/安衛広報624/衛生95-5)
1995. 2.20 【通達】平7.2.20基発第76号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則及び特定化学物質等障害予防規則の一部を改正する省令の施行について」(情報95-4/法令48-7/通信480/安衛広報624)
1995. 2.22 【通達】平成7年度の労働基準行政の運営について(法令48-7/通信481/速報144/基準広報1149/衛生95-4)
1995. 2.24 【通達】平7.2.24基発第94号の2「シールド工事に係るセーフティ・アセスメントについて」
1995. 3. 3 【災害】茨城・東海村の原子力発電関連の再処理工場・廃棄物処理場で、使用済核燃料からプルトニウムなどを抽出した溶媒の廃液を移送していた作業員3人が漏洩した放射能に被爆
1995. 3. 8 【法律】平成7年法律第22号「国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律」公布(7月20日を「海の日」として国民の祝日に追加)→1996.1.1施行(法令48-9)
1995. 3. 8 石綿対策全国連絡会議、環境庁・労働省交渉
1995. 3.14 【先例】3月20日に発生した地下鉄サリン事件で、中央労働基準監督署は被災した団体職員的女性から出されていた通勤災害の労災保険給付申請を認めた
1995. 3.15 【通達】平7.3.15基収第108号の2「エレベーターに関する疑義について」(通信483)
1995. 3.15 【通達】平7.3.15基収第15号の2「クレーン構造規格第1条第1項に規定されない鋼材の使用について」(通信488)
1995. 3.15 【災害】山形・山形市の浄水場で次亜塩素酸ソーダ生成室の改造工事中、漏洩していた水素ガスにボルト研磨の際の火花が引火して爆発、作業員3人が全身に火傷などの重軽傷
1995. 3.20 【災害】地下鉄サリン事件
1995. 3.22 【通達】平7.3.22基発第135号「試験設備等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信483)
1995. 3.22 【通達】平7.3.22基発第136号「職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育の推進について」(通信482/安衛広報628/衛生95-6)
1995. 3.22 【通達】平7.3.22発基第22号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度推進要綱について」
1995. 3.22 【通達】平7.3.22基発第137号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」
1995. 3.23 【法律】平成7年法律第35号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律」公布(介護補償給付の創設及び遺族補償年金の改善、海外派遣者特別加入制度の改善、メリット制の拡充等)→1995.8.1以降施行(法令48-4、6、9、11)
1995. 3.23 【通達】平7.3.23発基第25号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行について」(情報95-11/法令48-12)
1995. 3.24 【告示】平7.3.24労働省告示第18号「労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する告示」
1995. 3.27 【告示】平7.3.27労働省告示第23号「作業環境測定法施行規則の規定に基づき労働大臣の定める基準を定める告示の一部を改正する告示」(作業環境測定に使用する機器及び設備についての一部を改正)
1995. 3.27 【告示】平7.3.27労働省告示第24号「作業

- 環境測定士規程の一部を改正する告示(作業環境について行う分析の技術・実務について高速液体クロマトグラフ分析方法を追加)
1995. 3.27 【告示】平7.3.27労働省告示第25号「作業環境測定基準の一部を改正する告示」(改正労働安全衛生法施行令の施行に伴う所要の整備及び国際単位系との整合性を図るため、長さの単位を「マイクロメートル」とすること)
1995. 3.27 【告示】平7.3.27労働省告示第26号「作業環境評価基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示」(エチレンイミン等9物質の管理濃度を新規設定、アクリロニトリル等7物質の管理濃度を改定)(法令48-11)
1995. 3.27 【告示】平7.3.27労働省告示第27号「作業環境測定法施行規則第5条の2第2項の規定に基づき労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示」(作業環境測定基準に高速液体クロマトグラフ分析方法が追加されたことに伴う所要の改正)
1995. 3.27 【通達】平7.3.27基発第145号「作業環境評価基準等の一部改正について」(情報95-6/法令48-11/通信484/安衛広報627/衛生95-6)
1995. 3.30 【省令】平7.3.30労働省令第16号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(特別加入対象作業に国・地方公共団体が実施委託する求職者の就職を容易にするための職業訓練として行われる作業であって事業主または事業主団体に委託して行われるものを追加)→1995.4.1 施行
1995. 3.30 【告示】平7.3.30労働省告示第30号「労働者災害補償保険法施行規則第46条の18第2号口の規定に基づき労働大臣が定める職業訓練であって事業主の団体に委託されるものを定める告示の一部を改正する告示」
1995. 3.30 【省令】平7.3.30労働省令第17号「労働者災害補償保険法施行規則及び労働時間の短縮の促進等に関する臨時措置法施行規則を改正する省令」(中小企業労働時間短縮促進特別奨励金の支給要件のうち省力化設備に係る投資額について小規模事業主の特例を設けたほか、新たに1週間の所定労働時間数を3時間以上短縮した場合の支給を規定)→1995.4.1 施行(法令48-10)
1995. 3.31 【決定】規制緩和推進計画(閣議決定)(情報95-7/通信483)
1995. 3.31 【通達】平7.3.31基発第168号「労働福祉事業としてのアフターケア実施要領の制定につ
- いて」の一部改正について」(情報95-7,11)
1995. 3.31 【政令】平7.3.31政令第140号「労働省組織令の一部を改正する政令」(労災保険率等に関する事務及び労災保険の保険数等に関する事務の所掌を移管)→1995.4.1 施行
1995. 3.31 【省令】平7.3.31労働省令第18号「労働省組織規程の一部を改正する省令」(労働基準局労災管理課に労災保険数理室を設置等)→1995.4.1 施行
1995. 3.31 【省令】平7.3.31労働省令第25号「炭坑災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」(介護料及び介護に要した実費が介護料を超える場合に支給される額の限度額の引き上げ)→1995.4.1 施行
1995. 3.31 【告示】平7.3.31労働省告示第37号「労働者災害補償保険法第8条の2第2号の労働大臣が定める率を定める告示の一部を改正する告示」(休業(補償)給付に係る給付基礎日額の算定に用いる率の改正)
1995. 3.31 【通達】人事院事務総局職員局長職補-102「心・血管疾患及び脳血管疾患等の業務関連疾患の公務上災害の認定について」(通知)」(情報95-7)
1995. 3.31 【通達】平7.3.31基発第178号「『労災保険審査請求事務取扱手引』の一部改正について」(保険給付請求権の時効に係るお知らせ等)
1995. 4. 3 【通達】平7.4.3基発第199号「長期家族介護者援護金の支給について」(情報95-7,11)
1995. 4. 7 【通達】平7.4.7基発第220号の2「『食品加工用機械の労働災害防止対策ガイドライン』及び『食品包装用機械の労働災害防止対策ガイドライン』の策定について」(通信487/安衛広報637・639)
1995. 4. 7 【通達】平7.4.7基発第223号「交通労働災害防止対策推進事業の実施について」
1995. 4. 7 【通達】平7.4.7安全課長事務連絡「連結式ゴンドラの取扱いについて」(通信488)
1995. 4.11 【告示】平7.4.11労働省告示第52号「大阪府及び兵庫県の一部の地域における労働保険料の申告書の提出期限等を指定する告示」
1995. 4.18 アスベスト被害と規制を考える4.18集会(東京)(情報95-6)
1995. 4.19 全国安全センター・労住医連第6回じん肺プロジェクト(横浜)
1995. 4.21 【通達】平7.4.21基発第267号の2「元方事

- 業者による建設現場安全管理指針について」(法令48-13,15/通信485/安衛広報628)
1995. 4.24 【報告】裁量労働制に関する研究会報告(法令48-13/速報146)
1995. 4.26 【報告】これからの産業保健のあり方に関する検討委員会報告(情報95-7/法令48-14/通信486/速報146/衛生95-7)
1995. 4.26 【報告】ゆとり創造社会の実現に向けての専門家会議報告「ゆとり休暇の普及拡大のために」(法令48-14/速報146/衛生95-8)
1995. 4.27 【判例】荷卸し作業中にくも膜下出血で死亡した長距離トラック運転手の事件で、京都南労働基準監督署の不支給処分を取り消す大阪高裁判決→労働省は上告を断念
1995. 4.28 【通達】平7.4.28基発第282号「光磁気ディスク等の電子媒体による健康診断個人票等の保存について」(法令48-17)
1995. 5. 1 労働省は、地下鉄サリン事件で被害を受けた労働者に支払う労災給付金をオウム真理教に求償する基本方針を決めた
1995. 5.10 【告示】平7.5.10労働省告示第62号「労働災害防止団体法第2条第2項の業種を指定する告示の一部を改正する告示」(陸上貨物運送事業に係る事項の一部改正等)
1995. 5.12 【通達】平7.5.12基収第119号の2「クレーンに係るD/d(つり上装置等のドラムのピッチ円の直径又はシーブのピッチ円の直径と当該ドラム又はシーブに巻き込まれるワイヤロープの直径との比)の値について」(通信491)
1995. 5.26 【報告】中央労働基準審議会就業規則等部会中間報告(法令48-16/速報147/基準広報1158)
1995. 5.30 【災害】神奈川・川崎市の石油精製工場で、定期検査中に硫黄回収装置から硫化水素ガスが漏洩し、作業員らガスを吸い込み2人が死亡、45人が重軽傷
1995. 5.31 【通達】平7.5.31基発第344号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信490)
1995. 6. 1 【通達】平7.6.1基発第348号の3「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」(情報95-12/通信490/衛生95-9)
1995. 6. 5 【通達】平7.6.5基発第360号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の運用について」
1995. 6. 6 【通達】平7.6.6基発第8号の2「石油精製・石油化学設備等の点検、修理、整備作業等における労働災害の防止について」
- (1995.5.30の東燃川崎工場における硫化水素漏えい事故関係)(法令48-17/通信489)
1995. 6. 9 【法律】平成7年法律第107号「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」公布(介護休業制度の導入義務付け等)(法令48-3,4,6,14,16,17,25)→1995.10.1以降 施行
1995. 6. 9 【通達】平7.6.9労働省発婦第11号「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」(法令48-18,20)
1995. 6.12 【判例】養護学校元教諭の腰痛を公務災害と認める大阪地裁判決
1995. 6.16 【通達】平7.6.16基発第387号「平成7年度中小企業賃金制度支援事業の実施について」(法令48-17)
1995. 6.19 【通達】平7.6.19基発第390号の2「移動式クレーンの安全な使用の徹底について」(法令48-17/通信490)
1995. 6.20 【災害】1994年11月、兵庫・高砂市の化学工場で建設中の塩化ビニール貯蔵乾燥タンク内で火災が発生し、作業員2人が死亡、1人が重傷を負った事故で、高砂警察署は、業務を請け負った化学プラントメーカーの現場監督とプラント検査会社の現場責任者を、業務上過失致死傷の疑いで神戸地検姫路支部に書類送検
1995. 6.26 【告示】平7.6.26労働省告示第69号「労働基準法の規定による休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める告示」(1995.7.1～9.30の間における休業補償の額の算定に用いるスライド率)
1995. 6.26 【告示】平7.6.26労働省告示第70号「労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する告示」
1995. 6.29 【災害】韓国ソウル市の5階建てデパート「三豊百貨店」の建物が崩壊、死者400人を超え、負傷者も900人を超えた
1995. 7.1-7 平成7年度全国安全週間(通信484)
1995. 7. 2 第4回田尻賞表彰式(東京)(情報95-11,12,96-1-2)
1995. 7. 6 【告示】平7.7.6労働省告示第80号「化学物質において製造し、又は取り扱う危険物の量に関する労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示」(異常事態を早期に把握するための自動警報装置を設けなければならないものとして「アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物(50キログラム)」を追加)
1995. 7. 6 【判例】労災保険法で定められた労働保険

- 審査会への再審査請求の前に、裁判所に休業補償給付等の不支給処分の取り消し訴訟を起こせるとした最高裁第1小法廷判決
1995. 7.12 【通達】平7.7.12基発第456号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信494)
1995. 7.14 【通達】平7.7.14安全課長事務連絡「クレーン及び移動式クレーンに使用するワイヤロープについて」(通信494)
1995. 7.20 【判例】筑豊じん肺訴訟、福岡地裁飯塚支部判決
1995. 7.22 全国安全センター第6回総会(東京)
1995. 7.22-24 第2回労働と健康に関する日韓共同セミナー(東京)(情報95-8-9)
1995. 7.25 【災害】兵庫・芦屋市の阪神高速道路復旧工事現場で、足場を組む作業中、足場の接続金具が外れ、落下した作業員2人が死亡、1人が重傷
1995. 7.26 【報告】公的年金制度の一元化に関する懇談会報告(法令48-21)
1995. 7.27 【通達】平7.7.27基発第482号「『ゆとり休暇推進要綱』の周知徹底について」(法令48-29)
1995. 7.28 【告示】平7.7.28労働省告示第86号「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示の一部を改正する告示」→1995.7.31 適用
1995. 7.31 【省令】平7.7.31労働省令第36号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(給付基礎日額の最低保障額を4,180円に引き上げる等改正法の細部事項)→1995.8.1 施行(法令48-21)
1995. 7.31 【通達】平7.7.31基発第492号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第1次分)等について」(情報95-11/法令48-22)
1995. 7.31 【告示】平7.7.31労働省告示第94号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる率を定める告示」(1995.8~1996.7の労災年金給付または1995.8.1~1996.7.31の間に支給事由の生じた障害補償一時金給付のスライド率)(法令48-21)
1995. 7.31 【告示】平7.7.31労働省告示第95号「労働者災害補償保険法第8条の2第2項第1号及び第2号の労働大臣が定める額に関する告示」(1995.8~1996.7の月分の労災年金に係る年金給付基礎日額及び休業補償給付等に係る休業給付基礎日額の最高限度額及び最低限度額を定めるとともに年齢区分の設定等の改正)(法令48-21)
1995. 7.31 【告示】平7.7.31労働省告示第96号「労働者災害補償保険法第16条の6第2項の労働大臣が定める率に関する告示」(1995.8.1~1996.7.31の間に支給事由の生じた遺族補償一時金、障害補償年金差額一時金等の額を算出する際の支給された遺族補償年金等の額の合計額を計算するにあたり、支給された遺族補償年金等の額に乘ずべき換算率)(法令48-21)
1995. 7.31 【報告】中央労働災害防止協会「働く人の運動機能検査」集計結果(法令48-22)
- 1995.7.31【災害】埼玉・桶川市の金属部品製造会社で、高圧プレス機を使って成型加工する作業の準備中、高圧プレス機のバルブを開いた瞬間に爆発が起き、同社の従業員ら22人が重軽傷
1995. 8.10 【災害】川崎市の東燃川崎工場で5月に起きた硫化水素漏洩事故で、神奈川県警と川崎臨港警察署は、同工場製油第1課長と統括コーディネーター、同課係員の3人を業務上過失致死傷の疑いで横浜地検川崎支部に書類送検→9.25 川崎南労働基準監督署も、同社と工事担当者を労働安全衛生法違反の疑いで書類送検
1995. 8.31 【先例】1993年8月に静岡県を走行中の東海道新幹線「のぞみ号」車内で出張帰りの会社員が覚醒剤を使用していた男にナイフで刺殺された事件で、大宮労働基準監督署の不支給処分を取り消す埼玉労災保険審査官の決定
1995. 9. 8 【判例】長崎北松じん肺訴訟、最高裁差し戻し審の福岡地裁判決(情報95-11)
1995. 9.14 【報告】中央労働災害防止協会「職場における『頸肩腕症候群予防対策』に関する検討結果報告書」(情報95-12/通信493/速報151/衛生95-12)
1995. 9.21 【通達】平7.9.21基収第450号の2「クレーン構造規格第1条第1項に規定されない鋼材の使用について」(通信498)
1995. 9.21 【報告】労働基準法研究会報告(労働時間法制関係)(法令48-26/速報151/基準広報1170)
1995. 9.21-23 全国脊髄損傷者連合会第22回全国大会(福岡)

1995. 9.22 【告示】平7.9.22労働省告示第101号「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき労働大臣が定める告示の一部を改正する告示」(下記通達参照)
1995. 9.22 【通達】平7.9.22基発第569号「クロロホルムによる健康障害を防止するための指針及びピテトラクロルエチレン(別名パークロルエチレン)による健康障害を防止するための指針について」(情報95-12/法令48-26/通信497/速報151/安衛広報638/衛生95-12)
1995. 9.25 【告示】平7.9.25労働省告示第102号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の9までの規定に基づき休業補償の算定に用いる率を定める告示」(1995.10.1~1995.12.31の間における休業補償の算定に用いるスライド率)
1995. 9.26 【通達】平7.9.26基発第581号「快適職場推進計画の審査及び認定手続の見直しについて」(通信494/法令48-31/速報153/衛生95-12)
1995. 9.26 【通達】平7.9.26基安発第13号「建設業における快適職場形成の推進について」(通信495/安衛広報639/衛生96-1)
1995. 9.28 【通達】平7.9.28基発第590号の2「指定外国検査機関の指定について」(通信498)
1995. 9.29 【通達】平7.9.29婦発第270号・職発第695号「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第1次分)について」(法令48-27/速報152)
1995. 9.29 【通達】平7.9.29婦発第277号・職発第696号「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行(第2次分)について」(法令48-28)
1995. 9.30 【災害】新潟・妙高高原の上信越自動車道のインター建設現場で、鉄骨の支柱が崩れ作業員5人が下敷きになり、2人が死亡、3人がけが
- 1995.10.1-10.7 平成7年度全国労働衛生週間(法令48-20/通信489/衛生95-9)
- 1995.10.4 【通達】平7.10.4基発第462号「相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変数係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的方法について」(平7.7.17基発第462号の一部改正)(通信504)
- 1995.10.6 【指針】印刷産業労働時間短縮指針(法令48-27/速報152/基準広報1173)
- 1995.10.6 【指針】卸売業労働時間短縮指針(法令48-27/速報152/基準広報1173)
- 1995.10.12 【通達】平7.10.12基発第619号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信498)
- 1995.10.24 【通達】平7.10.24基発第631号の2「指定外国検査機関の指定について」(通信498)
- 1995.10.26-27 原発被爆労働ホットライン(情報96-1-2)
- 1995.10.28 【災害】福島・相馬市の東南東海上を航行中のイカ釣り漁船内で冷凍機のフロンガスが漏れ、機関長ら4人が酸欠により死亡
- 1995.10.28-29 全国安全センター・労住医連振動病プロジェクト作業部会(大阪)
- 1995.10.30 【通達】平7.10.30基収第661号の2「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」(通信502)
- 1995.10.30 【通達】平7.10.30基収第596号の2「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外について」(通信504)
- 1995.11.8 【災害】埼玉・吉見町の飲料缶製造工場で、鉄骨倉庫内にあった高さ約20メートルに積み上げた製品パレットから出火し、消火作業中の消防士ら3人が煙に巻かれるなどで死亡、他の消防士6人が重軽傷
- 1995.11.7 石綿対策全国連絡会議第9回総会(情報96-1-2)
- 1995.11.15 【先例】パチンコ景品卸業者の女性従業員が1994年3月、刃物で殺され現金40万円などが奪われた事件について、長野・松本労働基準監督署が業務上認定
- 1995.11.18-19 労住医連産業医部会(熱海)
- 1995.11.20 緊急労働災害防止対策(法令48-31)
- 1995.11.22 【判例】鉄板プレス機で指にけがをした元工具の事件で、工場だけでなく、機械を工場に貸したリース会社の責任も認めた仙台地裁判決
- 1995.11.24 玩具の安全生産に関する市民連絡会
- 1995.11.25-26 全国安全センター・労住医連第6回振動病プロジェクト(松山)
- 1995.11.29 経済審議会「構造改革のための経済社会計画—活力ある経済・安心できる暮らし—」(法令48-32)
- 1995.12.1 ボパール事件11周年集会
- 1995.12.2-4 第3回東京労働安全衛生学校

- 1995.12.7 【災害】栃木・石橋町の町営公園で多目的ホールの建設中、ガスバーナーの火から出火、配管作業などを行っていた4人が死亡、
- 1995.12.12 【通達】化学物質調査課長事務連絡「2-プロモプロパンによる健康障害予防のための緊急措置について」(通信501)
- 1995.12.18 【報告】連合・メンタルヘルスプロジェクト報告(情報96-5)
- 1995.12.21 【報告】日本医師会労災・自賠責委員会答申「労災医療の現状と問題点」(情報96-4)
- 1995.12.26 【告示】平7.12.26労働省告示第134号「クレーン構造規格を定める告示」(国際規格との整合性を図るため構造規格を全面的に見直し)(法令49-2/通信501)
- 1995.12.26 【告示】平7.12.26労働省告示第135号「移動式クレーン構造規格を定める告示」(国際規格との整合性を図るため構造規格を全面的に見直し)(法令49-3/通信502)
- 1995.12.26 【告示】平7.12.26労働省告示第136号「クレーン等製造許可基準の一部を改正する告示」
- 1995.12.26 【告示】平7.12.26労働省告示第137号「労働基準法施行規則の規定による休業補償の額の算定に用いる率を定める告示」(1996.1.1~3.31の間における休業補償の額の算定に用いるスライド率)
- 1995.12.26 【通達】平7.12.26基発第738号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信509)
- 1995.12.27 【通達】平7.12.27基発第741号「クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置に係る型式検定の取扱いについて」(通信500/法令49-2)
- 1995.12.28 【通達】平7.12.28労働衛生課長事務連絡「職場における腰痛予防対策に係る労働衛生教育について」(通信500/衛生96-3)
- 1996.1.4 警察庁の集計で、平成7年の交通事故による死亡者が10,679人にのぼることが判明、前年比30人増、1万人突破は8年連続
- 1996.1.8 【法案】労働省、労働者災害補償保険審議会に「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案要綱」を諮問→1.22了承する旨答申、1.26中央職業安定審議会も妥当と認める旨答申(法令49-2,4)
- 1996.1.8 【告示】平8.1.8労働省告示第1号「防毒マスクの規格の一部を改正する告示」(防毒マスク規格において行われている試験ガスである「四塩化炭素」の代替として「シクロヘキサン」を指定)
- 1996.1.9 タイ北部工業団地労災事件報告会
- 1996.1.19 【建議】中央労働基準審議会建議「労働者の健康確保対策の充実強化について」(情報96-3/法令49-3/速報155/安衛広報646)
- 1996.1.22 【通達】平8.1.22基発第30号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準の一部改正について」(情報96-3/法令49-3/通信501/衛生96-4/基準広報1181)
- 1995.1.23 【判例】心筋梗塞で死亡した元高校教諭の事件で、地方公務員災害補償基金東京都支部の不支給決定を取り消す最高裁第3小法廷判決(情報96-5)
- 1995.1.24 【先例】フィリピンのマニラ出張中に、宿泊先のホテルで殺害された会社員の事件で、中央労働基準監督署の不支給決定を取り消す労働保険審査会の裁決(情報96-5)
- 1996.1.25 【通達】平8.1.25基発第35号「振動障害に係る保険給付の適正化について」(情報96-5)
- 1995.1.25 【省令】平8.1.25労働省令第2号「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令」(設置届提出時における構造検査または使用検査済印を省略するとともにボイラー取扱作業主任者の選任基準の緩和及びボイラー取扱作業主任者選任報告書を廃止し、性能検査を受ける時の措置の緩和)(法令49-4/通信502)
- 1996.1.26 【報告】労働省の所管行政に係る規制緩和要望及びその検討状況について(速報155)
- 1996.1.28-31 インドPRIA代表来日
- 1996.1.29 【通達】平8.1.29基安発第42号の4「建設現場における発泡プラスチック系断熱材による火災災害防止の徹底について」
- 1996.1.30 【報告】日本医師会産業保健委員会答申(情報96-3)
- 1996.2.1 【通達】平8.2.1基発第47号「クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について」(法令49-12/速報156/通信507-508)
- 1996.2.2 【法案】「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案」国会提出(審査請求手続の改正等)→1996.7.1施行予定(法令49-5)
- 1996.2.2 【法案】「高齢者等の雇用の安定に関する法律の一部を改正する法律案」国会提出(シルバー人材センター連合の指定等)(法令

- 49-5)→1996.10.1施行予定
- 1996.2.7 【通達】平8.2.7基発第53号「技能講習修了証の統合の取扱いについて」(法令49-7/通信504/衛生96-5)
- 1996.2.7 【通達】平8.2.7労働省労働基準局安全衛生部計画課長・安全課長・労働衛生課長・化学物質調査課長事務連絡「技能講習修了証の統合の取扱いについて」(法令49-7)
- 1995.2.10 【災害】北海道・余市町と古平町の境にある国道229号線豊浜トンネル内で、落盤事故から路線バスと乗用車が巻き込まれ、事故発生から8日目に20人の死亡を確認
- 1996.2.13 【通達】平8.2.13基発第58号の2「トンネル建設工事における崩落災害等の防止に関する自主点検の実施について」(1996.2.10の北海道・豊浜トンネル事故関係)(通信502)
- 1996.2.16 【報告】化学品審議会安全対策部会「化学物質総合安全管理の推進の在り方(中間報告)―自己責任による自主管理―」(通信504)
- 1996.2.19 玩具の安全生産に関する市民連絡会報告会(東京)
- 1996.2.20 【通達】平成8年度労働基準行政運営方針(法令49-6/速報156/衛生96-4/基準広報1184)
- 1996.2.20 【通達】平8.2.20基発第72号「作業環境測定記録のモデル様式の改正について」(通信505/安衛広報650/衛生96-5)
- 1996.2.21 【災害】山梨・山梨市の病院で、高気圧酸素治療室にあった高気圧酸素治療装置の治療タンクが爆発し、治療中の患者ら2人が死亡、病院の技師ら3人が軽傷
- 1996.2.22 【通達】平8.2.22基発第75号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」(情報96-4/法令49-6/通信503/速報156/衛生96-4)
- 1996.2.22 【通達】平8.2.20基発第77号「特定化学物質等作業主任者能力向上教育について」(安衛広報649)
- 1995.2.23 【通達】平8.2.23基発第79号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る保険給付の取扱いの一部改定について」(情報96-4)
- 1996.2.23 【通達】平8.2.23基発第80号「労災保険における『はり・きゅう及びマッサージ』の施術に係る診断料の取扱いの一部改定について」
- 1996.3.1 【省令】平8.3.1労働省令第6号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令」(介護補償給付の細部規定等)→1996.4.1以降施行(法令49-7)
- 1996.3.1 【告示】平8.3.1労働省告示第13号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第20条の3第1号及び第3号の規定に基づき労働大臣が定める告示」(労働者の健康保持増進のための措置であって労働大臣が定めるもの及び安全または衛生を確保するための措置)→1996.3.31適用
- 1996.3.1 【告示】平8.3.1労働省告示第14号「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める告示」(介護補償給付等の様式の追加等)→1996.4.1適用
- 1996.3.1 【通達】平8.3.1基発第95号「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行(第2次分)について」(情報96-5/法令49-9)
- 1996.3.2 全国安全センター・労住医連第7回振動病プロジェクト(東京)
- 1996.3.5 【法案】「労働安全衛生法の一部を改正する法律案」国会提出→1996.10.1施行予定(法令49-8/速報157/安衛広報649/衛生96-5)
- 1996.3.5 【省令】平8.3.5労働省令第7号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(鋼管足場を使用する鋼管等及び鋼管規格に適合する鋼管以外の足場に関する事項の一部改正)→1996.4.1適用(通信504)
- 1996.3.5 【判例】特発性脳内出血で死亡した元小学校教諭の事件で、地方公務員災害補償基金愛知県支部の不支給処分を認めた原判決を破棄し、名古屋高裁に差し戻す最高裁第3小法廷判決(情報96-5)
- 1996.3.8 石綿対策全国連絡会議、労働省・環境庁交渉
- 1996.3.9-10 全国安全センター・労住医連第7回じん肺プロジェクト(広島)
- 1996.3.14 石綿対策全国連絡会議、建設省交渉
- 1996.3.19 【通達】平8.3.19基発第133号「計画の届出の取扱いについて」(法令49-16/通信510)
- 1996.3.22 【通達】平8.3.22基発第140号「技能講習及び教習の円滑な運用について」(法令49-11/通信505/安衛広報650/衛生96-6)
- 1996.3.22 【通達】平8.3.22基発第141号「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令の施行について」(法令49-15/通信509)

- 1996.3.22 【通達】平8.3.22基発第141号の2「ボイラー及び第1種圧力容器の運転時検査に関する認定について」(法令49-15/通信509)
- 1996.3.25 【告示】平8.3.25労働省告示第19号「労働安全衛生法に規定する新規化学物質の名称を公表する告示」
- 1996.3.25 【告示】平8.3.25労働省告示第18号「労働保険料適用事業細目の一部を改正する告示」(一般失業対策事業を削除)
- 1995.3.25 【報告】労働基準法研究会・労働契約等法制部会労働者性検討専門部会報告(情報96-6/法令49-11/速報157)
- 1996.3.26 【告示】平8.3.25労働省告示第20号「労働基準法施行規則第38条の7から第38条の9までの規定に基づき休業補償の額の算定にあたり用いる率を定める告示」(1996.4.1~6.30の間における休業補償の額の算定に用いるスライド率)
- 1996.3.26 【判例】じん肺管理区分3口の元トンネル坑夫がじん肺を合併した死亡した事件で、広島中央労働基準監督署の不支給処分を取り消す広島地裁判決(情報96-6)
- 1996.3.27 【政令】平8.3.27政令第60号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」(健康管理手帳を交付する業種として3業種を追加)→1996.3.27 施行(情報96-1・2/法令49-1)
- 1996.3.27 【省令】平8.3.27労働省令第11号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(健康管理手帳様式等の一部改正)→1996.3.27 施行
- 1996.3.27 【通達】平8.3.27基発第156号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(健康管理手帳関係)
- 1996.3.27 【通達】平8.3.27基発第159号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認状況について」(通信507)
- 1996.3.27 【告示】平8.3.27労働省告示第23号「衛生管理者規程の一部を改正する告示」(衛生工学衛生管理者免許を受けることができる事項等の改正)(通信506)
- 1996.3.28 【省令】平8.3.28労働省令第12号「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令」(葬祭料の定額部分を29万5千円に引き上げ)(法令49-11)→1996.4.1 施行
- 1996.3.29 【省令】平8.3.29労働省令第15号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」(労働基準監督署の管轄区域の一部改正)→

1996.4.1 施行

- 1996.3.29 【告示】平8.3.29労働省告示第33号「労働基準法施行規則別表第1の2第4号の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の一部を改正する告示」(化学物質に起因する業務上疾病について24物質を追加)(情報96-3/法令49-5)
- 1996.3.29 【通達】平8.3.29基発第181号「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」(情報96-6)
- 1996.3.29 【通達】平8.3.29基発第182号「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物に係る労働衛生対策について」(情報96-6/法令49-13/衛生96-7/通信507)
- 1996.3.29 【通達】平8.3.29基発第186号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」(通信509/法令49-13)
- 1996.3.29 【通達】平8.3.29基発第188号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(法令49-15/衛生96-7/通信508)
- 1996.3.29 【通達】(平7.3.22基発第137号「中小企業安全衛生活動促進事業助成制度の推進について」の一部改正)(法令49-13)
- 1996.3.29 【発表】労働大臣官房総務課「規制緩和推進計画の改定について」(速報157)
- 1995.3.29 【通達】平8.3.29基収第78号の2「社団法人建設荷役車両安全技術協会の行う特定自主検査の検査者研修の修了証の様式変更について」(通信510)
- 1995.3. 【報告】中央労働災害防止協会「職場環境管理のあり方についての検討会報告書」(安衛広報657)

注:情報:全国労働安全衛生センター連絡会議「安全センター情報」
 法令:労働法令協会「労働法令通信」
 通信:中央労働災害防止協会「安全衛生通信」
 安衛広報:労働基準調査会「労働安全衛生広報」
 基準広報:労働基準調査会「労働基準広報」
 衛生:中央労働災害防止協会「労働衛生」
 速報:全国社会保険労務士会連合会「労働社会保険関係資料速報」

安全センター情報1995年度目次

■1990年度特集

- 6・7月号 ①全国安全センター結成総会
②脳・心疾患の労災認定問題
- 8月号 ①精神障害・自殺の労災認定
②振動病をめぐる状況
- 9月号 夜勤・交代制労働
- 10月号 アスベストによる健康被害
- 11月号 出稼ぎ過労死は業務上災害
- 12月号 改正労災保険法施行通達
- 1月号 ①なくせじん肺全国キャラバン
②規制法制定めざし600人が集会とデモ
③外国人労働者をめぐる諸問題
- 2月号 対談/将来を見据えた労災保険・労働行政のあり方を提起しよう
- 増刊号 じん肺合併肺がん問題資料集
- 3月号 外国人労働者の労災白書
- 増刊号 脳・心臓疾患の労災認定問題資料集

■1991年度特集

- 4月号 労働相談活動の中の労災問題
- 5月号 労働時間をめぐる問題
- 6月号 アスベスト規制法制定をめざす
- 7・8月号 ①全国安全センター第2回総会
②改正労災保険法第3次分施行
- 9月号 参加型安全衛生活動の考え方・進め方
- 10月号 過労死労災闘争の相次ぐ勝利
- 11月号 派遣労働をめぐるトラブル
- 12月号 じん肺裁判判決
- 1月号 ILOマニュアルの活用
- 2月号 アジアの職業病・公害病を考える
- 3月号 ①腰痛予防ベルト
②虚偽報告・労災隠し

■1992年度特集

- 4月号 労災補償制度の改革
- 5月号 外国人労働者の労災白書92年版
- 6月号 労災補償制度の改革2
- 7月号 アスベスト110番・規制法

- 8月号 追悼・佐野辰雄先生
- 9月号 快適職場形成促進事業
- 10月号 職場の化学物質対策
- 11・12月号 職場改善トレーニング
- 1月号 建設業の労災防止対策
- 2月号 「産業被害と人権」国際民衆法廷
- 3月号 エイズを知る

■1993年度特集

- 4月号 産業医のあり方を考える
- 5月号 労働安全衛生法と労働者の権利
- 6月号 外国人労働者の労働災害 93
- 増刊号 化学物質危険有害性表示制度
- 7月号 第13回世界労働安全衛生会議
付録 全国安全センター第4回総会議案
- 8月号 外国人労働者の雇用・労働条件指針
- 9月号 ①原発労災
②騒音障害防止ガイドライン
- 10月号 行政監察結果に基づく勧告
- 11・12月号 ①職場改善の国際経験
②企業のアルコール・ドラッグ対策
- 1月号 第1回日韓共同セミナー
- 2月号 レーヨン工場の二硫化炭素中毒
- 3月号 ①農業労働災害
②アスベスト

■1994年度特集

- 4月号 感染症の労災認定
- 5月号 遅40時間労働制の実施へ
- 6月号 長崎じん肺最高裁判決
- 7月号 参加型講座モデル・プログラム
- 7月増刊号 全国安全センター第5回総会議案
- 8月号 ヘルス・プロモーション
- 9月号 慢性期振動病の実像に迫る
- 10月号 職場が変わるか ①PL法
- 11月号 職場が変わるか ②ISO9000
- 12月号 職場が変わるか ③環境管理・監査システム
- 増刊号 職場における腰痛予防対策指針

安全センター情報 1995年度目次

1・2月号 災害補償の官民格差
3月号 阪神大震災

1995年 4月号 (通巻204号)
1995年3月15日発行 46頁 800円

■特集/脳・心臓疾患認定基準
脳・心臓疾患労災認定基準改正の内容と問題点
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ---2
資料1/平成7年2月1日付け基発第38号
脳・心臓疾患等(負傷に起因するものを除く)
の認定基準について ---13
資料2/検討プロジェクト委員会結果報告書 ---16
阪神大震災2/震災復旧工事に伴うアスベスト対策
対策の実効性確保にあらゆる努力を ---20
石綿規制、爆発・火災対策で政省令改正
労働安全衛生政省令の改正施行通達 ---27
約4割の医療機関が「労災隠し」を経験
大阪府医師会労災部会の調査 ---32
連載22 井上浩「監督官労災日記」 ---35
【各地の便り】
21世紀を見据えた取り組みを
自治労●安全衛生対策室設立10周年 ---39
適用日限定に合理的根拠なし
福岡●C型肝炎感染疑いでの抗体検査 ---40
日系ペルー人の頸椎ヘルニア
埼玉●労働組合を結成して労災認定 ---41
メッキ工場での頸肩腕障害
大阪●会社の間違いでトラブル ---42
年6000時間労働で過重性なし
兵庫●審査請求で不当な判断を逆転 ---43

1995年 5月号 (通巻205号)
1995年4月15日発行 48頁 800円

■特集/鍼灸治療制限撤廃へ
労災鍼灸治療の一律期間制限は違法
—大阪高裁全面勝訴判決—
関西労働者安全センター・片岡明彦 ---2
資料1/鍼灸訴訟関係弁護団の申入書 ---10
資料2/労働省の見解(補償課長事務連絡) ---11
資料3/大阪鍼灸裁判闘争の歩み ---12
大阪鍼灸訴訟・大阪高裁判決全文 ---41
小山過労死労災11年余の歩み
清掃工場労働者の退勤途上のくも膜下出血
長崎市役所現業労働組合他 ---14
職場におけるエイズ問題に関するガイドライン

平成7年2月20日付け基発第76号・職発第97号 ---23
連載23 井上浩「監督官労災日記」 ---27
【各地の便り】
事故と恐怖で「心因反応」認定
神奈川●労災隠しの親会社に補償と対策要求 ---31
トイレ内の事故で脳挫傷
東京●非常勤嘱託市職員に労災認定 ---34
「歪み取り」でも石綿暴露
広島●2年間も労基署が認定作業を放置 ---35
労基署が認めても認めない会社
東京●ケイワン患者に生命保険会社 ---36
被災地のネットワーク発足
兵庫●震災復旧のアスベスト対策 ---37
地域に根ざし職場に密着
東京●中小零細にこだわってきた10年 ---39
阪神・淡路大震災に伴う労災保険給付の状況 ---40

1995年 6月号 (通巻206号)
1995年5月15日発行 44頁 800円

■特集/アスベストをめぐる国際状況
クリソタイルを含めた全石綿の規制を
被害と規制を考える4.18集会 ---2
石綿関連疾患—その科学的考察—
マウントサイナイ医科大学教授・鈴木康之亮 ---4
毎年2,000名の命を奪う
イギリスの反アスベスト活動家からの手紙 ---14
管理使用か追放か?
1994年3月 アスベスト国際セミナー ---21
チェックリストを使って職場巡視
第7回労働安全衛生学校 ---25
連載24 井上浩「監督官労災日記」 ---30
【各地の便り】
零細企業工場長の脳内出血
東京●7年目に過重業務認め認定 ---34
通達撤回へ法廷内外で運動を
神奈川●制限期間後の鍼灸治療費請求 ---38
マツダで2人目の石綿被害
広島●企業上積み補償も在職と同額 ---39
「介護労働と職場改善」学習会
東京●東京福祉:連続講座に向けて ---40
半数の地点で前回上回る濃度
兵庫●環境庁・震災地でのアスベスト測定 ---42
労災隠しの犠牲者となる外国人
大阪●タイ政府関係者がNGOと交流 ---42
33業種で労災保険率引き下げ
労働省●3年に一度の料率の見直し ---43

9物質の管理濃度を設定
労働省●作業環境測定方法も ---43

1995年 7月号 (通巻207号)
1995年6月15日発行 44頁 800円

■特集/産業保健のあり方
使用者責任・労働者の権利の確立に基づく
労使の自主対応と産業保健サービス
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ---2
これからの産業保健のあり方に関する
検討委員会報告 ---8
職場の循環器疾患対策
日本産業衛生学会循環器疾患の作業関連要因
検討委員会の提言 ---22
発症前1か月の業務も評価 ---30
人事院の脳・心臓疾患認定指針 ---32
連載25 井上浩「監督官労災日記」 ---35
【各地の便り】
間質性肺疾患もじん肺認定
京都●粉じんと関連の一層の解明を ---39
通勤途上の転倒事故で死亡
神奈川●始業3時間前の出勤でも認定 ---41
建設労働者の石綿被害掘り起こし
東京●首都圏建設ユニオンと協力 ---42
労災審議会建議の実施状況
労働省●アフターケア改正や介護家族援護金 ---43
政府の規制緩和推進計画
労働省●労働安全衛生関係が35件 ---44

1995年 7月増刊号 (通巻208号)
1995年6月15日発行 40頁 800円

■全国安全センター第6回総会
第1号議案 活動報告と方針案 ---2
第2号議案 1994年度収支決算案 ---6
第3号議案 1995年度収支予算案 ---8
第4号議案 1995年度役員体制案 ---5
労働安全衛生をめぐる状況 ---9
1994年度労働安全衛生関係日誌 ---30
安全センター情報1994年度目次 ---34
全国安全センター規約・規定 ---40

1995年 8月増刊号 (通巻209号)
1995年7月15日発行 56頁 1,000円

■韓国の過労死

I 過労死と因果関係 弁護士・金ハンジュ ---4
II 過労死と企業責任 弁護士・金晋国 ---17
III 過労死と医学 家庭医学専門医・趙定振 ---30
IV 労働の様々な要因と疲労度に関する調査
過労死相談センター ---37
V 労働災害補償制度の理論と各国の立法例
弁護士・チョン・テサン ---47
資料●韓国の労働災害発生状況 ---46
資料●韓国の職業病の状況 ---34
資料●韓国の脳・心臓疾患労災認定基準 ---53

1995年 8・9月号 (通巻210, 211号)
1995年8月15日発行 92頁 2,000円

■総特集/第2回日韓共同セミナー
第2回労働と健康に関する日韓共同セミナー
全国安全センター事務局長・古谷杉郎 ---2
【開会あいさつ】
【日本】 全国安全センター議長・原田正純 ---8
【韓国】 労働と健康研究会共同代表・金恩姫 ---9
【過労死問題日韓シンポジウム】
【韓国】韓国の過労死の実態と課題
過労死相談センター所長・李慶雨 ---10
【日本】過労死認定基準の改正と問題点
過労死弁護団全国連絡会議事務局長・玉木一成 ---18
【韓国】過労死認定上の問題点と立法方向
過労死相談センター顧問弁護士・金晋国 ---26
【日本】過労死労災裁判の到達点
過労死弁護団全国連絡会議幹事・上柳敏郎 ---36
【日本】過労死を予防するために
全国安全センター副議長・天明佳臣 ---41
【過労死問題日韓共同声明】 ---47
【日本】過労死シンポまとめ
過労死弁護団全国連絡会議代表幹事・岡村親直 ---48
【韓国】過労死シンポまとめ
過労死相談センター顧問弁護士・イ・ウォニョン ---48
【日韓両国の労災職業病問題の実態と取り組み】
【韓国】労働災害の現況と労災追放運動
全国産災追放団体連帯会議代表・チョ・オックファ ---49
【日本】労災職業病の実態と取り組み
関西労働者安全センター事務局長・西野方庸 ---56
【第1分科会:じん肺問題】
【日本】じん肺問題の現状と課題
東京東部労災職業病センター代表・平野敏夫 ---61
【日本】造船所のじん肺・石綿関連疾患
横須賀中央診療所・名取雄司 ---67
【韓国】健康診断制度改善闘争

安全センター情報 1995年度目次

産業保健総合センター設立推進委員長・梁吉承 -70
 [第2分科会:職場活動と労働者教育]
 [日本]安全衛生トレーニングの経験
 東京東部労災職業病センター事務局長・飯田勝康 -80
 [日本]職場改善へのアプローチ
 神奈川労災職業病センター・山岸素子 -83
 [韓国]労働者教育の現況と課題
 労働と健康研究会前教育部長・パク・ウンジュ -86
 [閉会あいさつ]
 [韓国]
 産業保健総合センター設立推進委員長・梁吉承 -91
 [日本] 神奈川労災職業病センター・斉藤龍太 -91
 資料●韓国の脳・心臓疾患労災認定基準 -15
 資料●韓国のじん肺診断及び事後管理の状況 -76

1995年 10月号 (通巻212号)

1995年9月15日発行 42頁 800円

■特集/行政手続法と労働基準行政
 申請に対する審査基準及び標準処理期間を
 設定・公表 全国安全センター事務局 -2
 労働基準行政関係「申請に対する処分一覧表」 -14
 労働基準行政関係「不利益処分一覧表」 -19
 中華航空機墜落事故原因追究に対する疑念
 熊本労働安全衛生センター・殺本道也 -23
 今なお続く被災地のアスベスト飛散
 環境監視研究所・中地重晴 -28
 連載26 井上浩「監督官労災日記」 -32
 【各地の便り/世界から】
 車いす生活者の戦後50年史
 九州●全脊連九州が証言集を作成 -36
 労働組合専従の過労死を逆転認定
 大分●審査請求では認定基準改正後初めて -37
 地震防災対策案を作成
 兵庫●阪神大震災の教訓を全社に -38
 トラック運転手の腰痛2例
 東京●災害性認めようしない労基署 -39
 一般健診事業を厚生省に移管
 韓国●事業主の費用負担を軽減 -40
 審査請求から3か月で提訴可能
 最高裁●労働省は労災法改正で対応 -42

1995年 11月号 (通巻213号)

1995年10月15日発行 40頁 800円

■特集/改正労災保険法
 遺族補償給付の引き上げ

介護支援事業も開始
 改正労災保険法第一次分の施行 -2
 じん肺訴訟過去最高の認容額
 長崎北松じん肺福岡高裁判決の意義と展望
 全国じん肺弁護団事務局長・安江 裕 -15
 第4回田尻賞①
 あの子たち教育を、医療をもっとまじな生活を
 水俣病市民会議議長の日吉フミ子さん -19
 行政手続法と労働基準行政(下)
 行政指導拒否で不利益取扱は違法
 全国安全センター事務局 -24
 連載27 井上浩「監督官労災日記」 -30
 【各地の便り/世界から】
 福岡地裁でじん肺肺がん訴訟
 福岡●労働省通達を変えさせよう -34
 石綿肺がんの損害賠償訴訟
 神奈川●石綿じん肺原告団に続き提訴 -35
 手話通訳者の頸肩腕障害
 広島●県立ろう学校で公務災害認定 -36
 地区勤労者健康管理推進協議会
 大阪●連合大阪が労働者側委員の連絡会 -37
 脊損患者の死亡を逆転認定
 大分●死亡原因の鑑定が決め手 -37
 職場での殺人事件多発
 海外短信●SAFER TIMES (PHILAPOSH) -39
 インド珪肺「未亡人の村」
 海外短信●Workers' Health International Newsletter -40

1995年 12月号 (通巻214号)

1995年11月15日発行 42頁 800円

アメリカにおける腰痛対策の現状
 一腰部保護ベルトを中心に -
 広島大学公衆衛生・宇土 博 -2
 ■特集/頸肩腕症候群予防対策
 職場における経験腕症候群予防対策に関する
 検討結果報告書
 平成7年8月 中央労働災害防止協会 -9
 参考資料1●作業の一例 -18
 参考資料2●作業域範囲の例 -18
 参考資料3●頸肩腕健診問診票の例 -19
 参考資料4●関連通達の健診項目 -20
 参考資料5●職場体操の例 -21
 参考資料6●具体的対策の例 -24
 第4回田尻賞②
 低周波公害認めぬ行政に怒り
 “聞こえなくてもあるのです”

和歌山から公害をなくす市民のつどい

世話人の汐見文隆さん -28
 連載28 井上浩「監督官労災日記」 -34
 【各地の便り/世界から】
 ケイワン認定から職場改善へ
 神奈川●CAD作業などの女性労働者 -38
 作業所長の過労死逆転認定
 長崎●右翼との対応・歓迎会も評価 -39
 安全・衛生週間に合わせた企画
 東京●駅頭でのチェックリスト配布・学習会 -40
 告示・通達対象化学物質を追加
 労働省●1%以上のクロロホルムなど -41
 局医意見書の遅れで決定遅延
 広島●局医の選出・あり方見直しを -42
 アメリカ室内空気の基準策定
 海外短信●Workers' Health International Newsletter -42

1996年 1・2月号 (通巻215・216号)

1996年1月15日発行 64頁 1,600円

■特集/アジアの産業災害
 アジア●開発と産業災害
 新たなパラダイムの構想を
 DAGA Hong Kong・Bruce Van Voorhis -2
 タイ●世紀の大火
 “開通”大火と労働者の闘い
 タイ・ケーダー労働者支援香港連席会議 -5
 中国●中国の玩具産業一火口箱
 Multinational Monitor・Hugh Wiliamson -13
 香港●玩具の安全な生産に関する憲章 -17
 インド①●10年後のポパール
 被害の深刻さと闘う人々の強さ
 神奈川労災職業病センター・山岸素子 -19
 インド②●医療・福祉問題としてのポパール事件
 SHARE・港町診療所・本田 徹 -26
 台湾●じん肺坑夫三部局
 地の底からの叫び
 敬仁勞工安全衛生服務中心 -34
 第4回田尻賞③
 アジアの労災職業病輸出に監視と連帯のネットワーク
 香港工業傷亡權益会総幹事・陳錦康さん -39
 連載29 井上浩「監督官労災日記」 -43
 ILO石綿条約の早期批准を
 健康管理手帳交付対象に石綿業務も追加
 石綿対策全国連絡会議第9回総会 -47
 【各地の便り/世界から】
 過労による気管支喘息を公務災害認定

福岡●ただし発病から復職までの期間に限定 -52
 震災復旧工事で892人が死傷
 兵庫・大阪●労働基準局のまとめ -57
 原発被爆労働者ホットライン
 神奈川・大阪●深刻な被爆労働者の不安 -58
 一時的作業・中小企業対策を
 茨城●じん肺予防対策で局・署と交渉 -59
 労災診療費30億円払い過ぎ
 会計検査院●3都県で割高算定解消せず -60
 3業務に健康管理手帳拡大
 労働省●健康管理手帳交付対象業務検討結果 -61
 職場と環境の発がん物質
 海外短信●Workers' Health International Newsletter -62

1996年 3月号 (通巻217号)

1996年2月15日発行 46頁 800円

■特集/小規模事業場の産業保健
 産業医選任基準の30人以下事業場への
 引き下げ見送り
 中基審建議を受け労働安全衛生法改正へ
 医師会は産業保健センターマニュアル作成 -2
 中央労働基準審議会建議
 「労働者の健康確保対策の充実強化について」 -3
 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案要綱 -9
 日本医師会産業保健委員会答申 -9
 脳・心認定基準に不整脈による突然死等を追加
 改正後の労災認定件数は倍以上 -16
 連載30 井上浩「監督官労災日記」 -19
 EU諸国の職業病リスト
 異なるアスベスト関連疾患の補償 -23
 【各地の便り/世界から】
 監督署・審査官で相次ぎ過労死認定
 愛媛●えひめ社会文化会館労災職業病相談室 -31
 震災後の過酷な環境で過労死
 兵庫●申請から6か月で業務上認定 -38
 「付添看護」廃止とせき損者
 厚生省●瀬戸際に立つ日本の公的医療保障 -39
 新たに22の化学物質を追加
 労働省●職業病リストの大臣指定物質 -41
 建設労働者の肺がん認定
 東京●日本の病理検査で石綿検出できず -41
 世界に広がる“玩具キャンペーン”
 香港●玩具フェアに合わせ国際会議 -42
 健康サークルの経験と指針
 ドイツ●IGメタルがパンフレット -44

全国安全センター規約・規定

規 約

第1章 総 則

- 第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。
- 第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。
- 第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もつて働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
 - (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
 - (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
 - (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
 - (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
 - (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
 - (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

- 第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。
- (1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体
 - (2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

(3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

- 第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。
- 第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。
- 第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。
- (1) 会員自ら退会を申し出たとき。
 - (2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。
 - (3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。
 - (4) その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。
- 第9条 既に納入した会費その他の拠出品は、返還しない。

第3章 役 員

- 第10条 このセンターに次の役員を置く。
- (1) 議長 1名
 - (2) 副議長 若干名
 - (3) 事務局長 1名
 - (4) 事務局次長 若干名
 - (5) 運営委員 若干名
 - (6) 監事 2名
- 第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。
- 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。
- 事務局長は、常時会務を処置する。
- 運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

- 第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に関し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べるができる。
- 第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。
- 第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

第4章 総会及び運営委員会

- 第16条 総会は、会員をもって構成する。
- 総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。
- 通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員を選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に関し重要な事項を議決する。
- 臨時総会は、議長が必要と認めるとき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

- 総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。
- 第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。
- 運営委員会は、総会の議決した事項の執行に関する事、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項について議決する。
- 運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

第5章 会 計

- 第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。
- 第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始

まり、翌年3月31日に終わる。

- 第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。
- 第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

- 第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。
- 第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。
- 第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

- 附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。1991年6月2日一部改正。

購読会費規定

- 第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部 年額10,000円	6部 年額45,000円
2部 年額19,000円	7部 年額49,000円
3部 年額27,000円	8部 年額52,000円
4部 年額34,000円	9部 年額54,000円
5部 年額40,000円	
10部以上 1部につき年額6,000円	

- 第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

- 附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。